

平成26年第4回羅臼町議会定例会（第1号）

平成26年12月11日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 認定第 1号 平成25年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 平成25年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 6号 平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
羅臼町各会計決算特別委員会委員長報告
- 日程第12 議案第45号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第13 議案第46号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第14 議案第47号 平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第15 議案第48号 羅臼町総合計画策定条例制定について
- 日程第16 議案第49号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第50号 羅臼町福祉館設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第51号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について

- 日程第 19 議案第 5 2 号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第 20 議案第 5 3 号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第 21 議案第 5 4 号 羅臼町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例制定について
- 日程第 22 発議第 1 1 号 義務教育段階の特別支援学校または分校・分教室の設置を求める意見書
- 日程第 23 発議第 1 2 号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書
- 日程第 24 発議第 1 3 号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書
- 日程第 25 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○出席議員（10名）

議 長	10 番	村 山 修 一 君	副議長	9 番	松 原 臣 君
	1 番	湊 屋 稔 君		2 番	田 中 良 君
	3 番	高 島 讓 二 君		4 番	高 村 和 史 君
	5 番	小 野 哲 也 君		6 番	坂 本 志 郎 君
	7 番	鹿 又 政 義 君		8 番	佐 藤 晶 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者

町 長	脇 紀美夫 君	副 町 長	鈴木 日出男 君
監 査 委 員	浦 崎 頼 男 君	教 育 委 員 長	石 川 勝 君
企 画 振 興 課 長	川 端 達 也 君	総 務 課 長	太 田 洋 二 君
税 務 財 政 課 長	高 橋 力 也 君	納 税 担 当 課 長	長 屋 修 二 君
環 境 生 活 課 長	五十嵐 勝 彦 君	保 健 福 祉 課 長	対 馬 憲 仁 君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	洲 崎 久 代 君	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 課 長	斉 藤 健 治 君
水 産 商 工 観 光 課 長	堺 昇 司 君	水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	平 田 充 君
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	田 澤 道 広 君	建 設 水 道 課 長	北 澤 正 志 君
学 務 課 長	中 田 靖 君	社 会 教 育 課 長	石 田 順 一 君
会 計 管 理 者	野 理 幸 文 君		

○職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長	松 田 伸 哉 君	次 長	丸 山 晃 君
-------------	-----------	-----	---------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成26年第4回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、5番小野哲也君及び6番坂本志郎君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、定期監査の結果について報告がありました。

資料は議長の手元で保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

平成26年も残り半月余り、国政選挙も終盤戦という気ぜわしい師走を迎え、議員皆様には何かと御多用のところ、第4回羅臼町議会定例会に全員の御出席をいただきましたことにつきまして感謝申し上げます。

今定例会には、平成25年度各会計の決算認定6件、平成26年度一般会計、国保会計、介護保険会計の補正予算3件、総合計画策定ほか条例制定5件、国民健康保険条例ほか条例の一部改正2件、以上の議案16件を提出しております。それぞれ御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

お許しをいただきましたので、2件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、羅臼国後展望塔増築工事の完成についてでございます。

羅臼国後展望塔増築工事につきましては、設置者である独立行政法人北方領土問題対策協会からの事務委託を受け、平成25年度中の完成を目指して進めてまいりましたが、入札不調が続いた結果、平成26年度に事業が繰り越され、本年6月に落札され、工事着工となり、11月25日に完了することができました。

増築面積は78.64平方メートルで、約50名が一度に研修できるようになり、北方領土啓発ビデオを流す大型スクリーンや、壁面には国後島をモチーフとした棚が設置され、窓からは市街地や根室海峡、国後島を一望でき、これまで修学旅行生等の団体研修では手狭となっておりましたが、今後はより充実した研修機会を提供できることが可能となり、北方領土返還運動の啓発活動が一層強化されていくことを期待し、展望塔増築工事の完成報告とさせていただきます。

2件目は、お手元に配付してございますけれども、12月9日現在における羅臼地方卸売市場における鮮魚取扱高の状況でございます。

総体では、数量では対前年比67%、金額では77%という現在の結果でございます。なお、この数字につきましては、一昨年の平成24年と比較いたしますと、数量では一昨年比82.5%、金額では92.8%という状況でございます。

特に本年の状況につきましては、ホッケにおいて金額では3億5,000万円、イカにおいては34億円の減となっているところでございます。

なお、12月31日までの中において、事故のないように終漁いたしますことを御期待申し上げます。また、明年が豊漁であることもあわせて御期待申し上げます。

以上であります。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問をいたします。

質問テーマは3件です。

初めに、羅臼町の少子高齢化対策について質問をいたします。

少子高齢化は国規模で急速に進行していることは誰もが認識しているところですが、羅臼町も例外ではありません。

少子化は、人口減少社会の中で、子育てに対する不安感や負担感が増していくことにより、当町においても加速化していくことが心配されます。

また、急激な高齢化の進行を背景として、保健や福祉、医療に対するニーズが多様化、複雑化しています。

この少子高齢化に対して、羅臼町はどのように対応し、あるべき社会保障の仕組みを構築していくのか、町長の考えをお伺いします。

次に、特別支援学校、分校・分教室の設置について質問します。

障害を持つ子どもたちの施設として、根室管内には学校としては中標津高等養護学校がありますが、義務教育段階の障害を持つ子どもたちの教育を保障する特別支援学校の分校・分教室が根室管内にはありません。

私は、管内1市4町に特別支援学校の分校・分教室の設置が必要ではないかと思いますが、羅臼町を含む1市4町の入学該当者数、対象者数と、当町の状況をお答えください。

あわせて、この特別支援学校の分校・分教室設置について、町長の考え方をお伺いします。

次に、福祉灯油について質問します。

昨今、冷え込みが厳しくなり、本格的な冬場を迎えようとしています。灯油需要の高まりと円安傾向による燃油、灯油、食料品などの高騰により、家計への負担が大きくなっています。

また、ことし4月からの消費税8%への増税や、11月からの家庭用電気料金15.3%、企業向け電気料金は20.3%の値上げが行われる中で、切り詰めても生活は苦しいと、町民の中から声が上がっています。

特に低所得者、母子家庭や老夫婦世帯などへの支援が必要です。

昨年実施された当町の福祉灯油購入費扶助事業、福祉灯油は、厳寒期の冬場において、町からの温かいプレゼントとして高く評価されています。

では、昨年、平成25年度、福祉灯油事業の実績、実施件数と事業費の内訳、総額についてお答えください。

その上で、平成26年度、今年度の福祉灯油について、町長の考え方を伺いし、再質問を留保して、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 坂本議員より3件の御質問をいただきました。

1件目は、少子高齢化対策、社会保障について、自治体の財政力による自治体間格差が現実化する中で、羅臼町の少子高齢化対策の進め方についての御質問であります。

当町における出生率の過去5年間の推移は、人口1,000対で6.9、6.2、9.5、9.8、6.8と、上がり下がりがありますが、平均すると7.7で、管内平均9.6よりは低く、全道平均の7.3よりは若干高くなっておりませんが、少子化傾向となっているところでございます。

また、65歳以上の高齢者の人数でございますが、平成26年11月末現在で1,432人で、高齢者比率は25.4%、10年前は19%でありましたので、6.4ポイントの上昇となっており、高齢化は確実に進んでいる状況にあります。

少子化対策といたしましては、町では次世代育成支援地域行動計画を作成し、安心とゆとりのある子育て支援や、町内関係機関等と連携し、実施してまいりました。

主には、現在行っている各種子育て支援事業等の充実を図ってきましたが、特に保育施策として、民間事業者の力もお借りしながら、24時間体制の保育園を開設し、本年10月からは町内各幼稚園において延長保育の時間を拡大したところであります。

また、高齢化対策といたしましては、第5期介護保険計画に基づき、介護予防サービスや介護保険サービスの充実を中心に実施してきたところでありますが、地域包括ケア体制の構築を、平成24年度より運営をお願いしている知床らうす国保診療所を中核に、各介護事業者等と連携をしながら行ってまいりました。また、地域密着型の各サービスを民間事業者の協力を得て開設し、住みなれた羅臼町で生活できる基盤整備を行ってきたところであります。

今後は、少子化対策につきましては、去る9月、第3回定例会で議員からも御質問いただいたところでございますが、羅臼町子ども・子育て支援計画を平成26年度中に作成し、現在、町内にはない放課後児童クラブの実施を盛り込むなど、この町内でより子どもを産み育てやすい社会の実現に向けての施策を展開することとしております。

また、高齢化対策につきましては、同様に現在策定を進めております第6期羅臼町介護保険計画を軸に、医療、保健、福祉、介護の連携を強化するとともに、住みなれた地域社会で生活していくための地域包括ケアの推進を中心とした施策を実施してまいりたいと考えております。

2件目は、特別支援学校分校・分室の設置について、羅臼町を含む1市4町の入学該当者数と当町の状況、特別支援学校の分校・分室設置について町長の考えをとの御質問であります。

根室管内1市4町の特別支援学校入学該当者数につきましては、根室管内に一番近い学

校である釧路養護学校に確認いたしましたところ、訪問学級も含め、19名在籍しているとのことであり、羅臼町からは1名が中学部に在籍しております。

また、現在、町内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学生17名、中学生10名であります。

なお、当町では特別支援学級の担任いかににかかわらず、全教員に特別支援学校教諭2種免許取得を督励し、免許取得に係る費用支援も独自に行っているところであります。

羅臼町での分校・分室設置につきましては、近年、中標津町内で根室管内に特別支援学校の設置を求める署名活動などの動きがあることについて認識しているところであり、管内的な動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

3件目は、福祉灯油について2点の御質問であります。

1点目は、平成25年度の実績についてでございます。

福祉灯油購入費助成事業につきましては、冬期間の生活に欠かすことのできない暖房にかかわる灯油の著しい価格高騰が低所得世帯に大きな負担を招くおそれがあることから、一定所得以下の世帯の経済的負担の軽減を図るため、灯油購入費の一部を扶助し、もって福祉の向上を図ることを目的に、その年の灯油価格の動向を考慮し、実施しているところでございます。

平成25年度の実績につきましては、対象件数197件に対しまして実施件数87件、事業費総額43万5,000円で、全額一般財源での対応といたしました。

2点目の、平成26年度の実施計画につきましては、昨年度に引き続き扶助することとしておりますが、今年度につきましては、灯油購入費に電気料の再値上げ分も考慮いたしまして、いわば暖房料の一部を扶助するものとして、本定例会に一般会計補正予算として上程しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 再質問いたします。

最初に福祉灯油の関係です。

今年度も実施するとの答えがありました。これは低所得層の負担軽減策として評価をされるものです。

1点お伺いしますが、対象件数が197件で実施件数が87件ということで間違いなかったのでしょうか。よろしいですか。随分差があるのですが、これは何か、申請されなければ支給しないということなのかと思うのですが、余りにも対象件数と実施件数の乖離があるように思いますが、これはどういうことでしょうか。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 前年度につきましては、3月の定例会において補正していただいたということもありまして、実施時期、申請時期が3月末までに申請をいただいたものについて助成をするということになりますので、周知期間、また、その期間自体が

短かったということが申請いただいた件数の低下につながってしまったかなというようなことを感じておりますが、そんな中でも、周知の広報活動や、防災行政無線を活用した形で種々周知活動をしたのですけれども、それが結果的に申請の件数に結びつかなかったということがあると思います。

今年度につきましては、本定例会、12月に上程をするということですので、周知期間が3カ月程度確保できるということもありますので、前年度よりは申請率が伸びるというようなことに期待をしているところでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 197件という対象件数があるということは、町としては全部つかんでいるということの逆にいうと意味しているわけですよ。わかりました。期間が短かったというようなこともあって、今年度については周知を徹底するということですので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

町長のほうから、電気料金も含めて今回プラスすると。道は今回、電気料金再値上げの影響緩和策として、福祉灯油制度に対する道からの補助金について、道からの福祉灯油助成金を5割引き上げるということを決定しています。補助金の使途は電気料金負担分も含むと、こういうことですから、そういうふうに対応したのだろうというふうに思うのですが、対象件数そのものはそんなに大きくは変更にはなっていないのかなというふうに思うのですが、ここは先ほど言いましたように、漏れなく、相手をつかんでいるわけですから、こちらからぜひ申請をしてくださいという、私、いつも言っていますが、小さいまちだからできることをやっぱり徹底してやるべきだと。こちらから電話をする、申請援助をするということをしていただきたい。

もう1点お伺いしますが、昨年、1世帯当たりの扶助金額と、ことし、電気料金分を上乗せした1件当たりの扶助金額はどうなっているか、お答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 前年度につきましては1世帯当たり5,000円ということで扶助させていただきましたが、今年度につきましては、電気料の再値上げ分も考慮いたしまして、1万円ということで予定をしております。ただし、生活保護世帯の方につきましては、冬期加算もあるということを考慮しまして、5,000円という形で今のところ予定をしているところでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） いろいろありますけれども、大変いい制度ですので、ぜひ継続方をお願いをして、ことしについても円滑な実施をお願いしたいというふうに思います。

次に、特別支援学校の分校・分教室についてお答えがありました。

承知だとは思いますが、特別支援学校とは、各障害を持つ児童生徒に対応した教育を行う道設置の学校です。先ほど支援学級という話がありましたが、支援学級と支援学校とは明確に違います。義務教育段階の特別支援学校は、釧路管内には、障害の区分で、釧路養

護学校、白糠養護学校、釧路鶴野支援学校がありますが、根室管内にはありません。義務教育段階の特別支援学校において行き届いた教育を受ける必要のある重度障害児、小中学生は、管内1市4町で何人いるのか。先ほど釧路に羅臼から1名行っているのだということだったのですが、1市4町で何人いるのか。羅臼町には、1人通っているということでしたが、実際、対象者は何人いるのか、もし把握しているようでしたらお答えください。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（中田 靖君） 近隣のその他の学校については情報を得ておりませんので、詳しい数字については把握しておりません。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 羅臼町についても把握していませんか。羅臼町だけではどうなのか。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（中田 靖君） 羅臼町の状況については、当町から通っている学校、釧路のほうの学校だけだと把握しております。1名。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 統計的には、子どもの数の0.5%から0.7%というふうにされていますので、これで計算すると、根室市では10人から14人、別海町で7人から10人、中標津町で11人から16人、標津町、羅臼町ともに2人から3人、大体こういうデータが出ます。管内全体では33人から47人というふうに言われています。にもかかわらず、根室管内には義務教育段階の特別支援学校がないと、こういう状況なのです。

重度の障害を持つ子どもは、不十分さを覚悟しながら、地元学校の特別支援学級、先ほど話がありましたが、現在の羅臼町の小学校、中学校に通うか、親元から離れて釧路、先ほど話がありましたが、釧路まで通わなければいけない。通うというのは不可能ですから、下宿するか、親戚のお宅に行くか、学校の寮に入るか、こういうことになるわけです。

管内に特別支援学校がないのは、北海道では根室と留萌と檜山だけです。

再度お伺いしますが、我がまちの脇町長は北海道町村会副会長であり、根室町村会の会長という要職についておられます。ぜひ根室管内にこの特別支援学校の分校・分教室設置について検討、設置の努力をしていただきたいと思いますので、もう一度お答え願えますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 羅臼町と標津町、2人くらいの出現率ということだというふうなお話がありました。管内的には30人から50人近い数の子どもさんがいるという状況を踏まえたときに、今、釧路管内にそれぞれ、釧路地域には3校ほどありますけれども、管内にはないという状況を踏まえながら、このことについては署名活動も行っているということも承知しておりますので、その辺を管内1市4町という枠組みの中で検討課題にしてまいりたいというふうに思っているところでございます。中標津のほうからもそういう

情報は得ておりますので、町村会というよりは、1市4町という形の中で、このことについては話題として取り上げながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ぜひその方向で進めていただきたいというふうに思います。

少子高齢化対策についてお答えがありました。このテーマは、実は人口減少対策であり、福祉政策であり、羅臼町を存続させるための重要テーマと考えています。

羅臼町の人口は、10月末現在、5,641人。人口推計によれば、16年後の2040年、平成25年には2,200名減、4割減の3,423人になると予測されています。

2010年から2040年、この間の人口推計による管内1市4町の人口減少率は、羅臼町がトップの41.8%、4割減っているということです。短期間ではないですよ。2010年から2040年。ちなみに、根室市は38.7%、別海町23.5%、中標津町10.7%、標津町36.9%です。

当町の子どもの人数は、0歳から18歳まで約900名います。一方、高齢者は、ことし9月段階の数字ですが、65歳以上、約1,400人、高齢化率は25%。4人に1人が65歳以上、前期高齢者。75歳以上の後期高齢者は約730人、総人口の13%です。7.5人に1人です。この65歳以上の高齢者のうち、要支援、要介護認定者数は219名いますが、65歳以上の6.5人に1人が介護認定を受けています。

当町において、高齢者の対策として、この間、グループホーム、小規模特養、小規模多機能施設等、一定の福祉施設が整ってきてはいますが、2025年問題、すなわち団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年以降を見据えたとき、施設は全く不足します。また、社会保障費膨張による町政圧迫が指摘されます。

少子高齢化対策は大きなテーマであり、対策は多岐に及びます。今回は、少子化対策としての子育て支援に絞って再質問したいと思います。

初めに、羅臼町の合計特殊出生率と人口置換水準についてお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 羅臼町の合計特殊出生率でございますが、平成25年で羅臼町の計算では1.64となっておりますが、期間合計特殊出生率は、厚生労働省で出しております平成20年度から24年度の統計の状況といたしましては1.72となっております、全道の中では5位を占めている状況であります。

○6番（坂本志郎君） 人口置換水準。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 大変申しわけありませんが、その資料はこちらで用意してございません。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） この合計特殊出生率というのは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計をあらわしています。羅臼町は平成25年度1.64、何年間かの平

均で1.72ということですが、この人口置換水準というのは、これは国で出している基準なのですが、2.1というふうに言われています。要するにこの2.1を維持すれば人口は維持できるという水準がこの人口置換水準というものです。今、平成25年度、1.64ということですから、人口が維持される置換水準2.1を下回っていますから、これだけ見ても羅臼町の人口が減少していくということは明白です。

この少子化問題の背景として、子どもと家族をめぐる状況は深刻さを増すばかりですが、他の自治体では、少子化対策の一環として、子育て支援の必要性が注目され、公的施策としても広く実施されるようになっていきます。

では、羅臼町の現在における子育て支援、先ほど町長のお答えで、保育園の開設ですとか、あるいは延長保育の開始等々というふうにございましたが、具体的に羅臼町の子育て支援、どのようなものがあるか、項目で結構ですからお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 羅臼町の子育て支援につきましては、まず、羅臼町子育て支援センターというものを設置しまして、そこにお母さん方がお子さんと一緒に通っていただくということができる施設をつくっております。また、先ほど町長の答弁でも申しましたが、24時間の保育園というのでございます。あと、幼稚園が子育て支援の施設となっておりますが、幼稚園につきましては、教育を受けられる施設と、延長保育ということで、教育の時間が終わった後の延長保育を行っている状況になります。あとは、保健福祉課で行っております保健師による健康相談、健診活動、その他個別の指導なども行っている状況になっております。

また、各種助成制度といたしましては、羅臼町独自では、妊婦さんの宿泊費の助成なども行っておりますし、他町とも同様に、乳幼児医療制度ですとか、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給の申請等も行っている状況になっております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） スタンドのサービスといいますか、妊婦の交通費の助成だとか、あるいは多少の手当みたいなものはあるというふうには承知しています。

子育て支援には、基盤整備に関するような、保育に関する事柄ばかりではなくて、経済的支援、医療面の支援、労働環境整備、住居等々、多岐にわたる支援が含まれます。いずれもその必要性は高いと私は考えています。

他の自治体の子育て支援のうち、経済的支援施策を調べてみると、学校給食費の無料化、医療費の無料化、幼稚園保育料の無料化を実施している自治体がふえてきているようです。実施するためには予算化が必要ですが、財政が厳しい状況を踏まえつつも、羅臼町も検討すべきと私は思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいまの御質問でありますけれども、そのことにつきましては、常日ごろからそういうふうに行うことならと思っておりますけれども、財政的に余

裕のない状況の中では、なかなか経済的財政支援が伴わないというところであります。したがって、今後の状況も当然ありますけれども、振り返ってみますと、30年前の人口は8,000人を超えていた。今5,600人。しかし、そのときの世帯数はといえますと、世帯数は2,000世帯であった。今、逆に世帯数は2,200とふえているわけです。人口がそれだけ減っていながら世帯数がふえているという、この現象をどう見るかということとは、当然、議員も御承知のとおり、核家族化が進んでいるということが一つ大きな要因としてあると思います。

したがって、子育て支援、公的なそういう施設のこともありますが、家族の中で、家庭の中でという、親子世帯、あるいは祖父母、そういう3世代ということが、なかなか今、そういう状況になっていないということもこれまた一つの要因として挙げられるのかなと、一面があるのかなというふうに思っているところであります。

いずれにしても、財政的な問題、可能であればそうしたいのはやまやまではありますが、今の状況の中ではそこまではいかないということをひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 羅臼町には、現在、0歳から3歳児の乳児は171名、4歳から6歳の幼稚園児294名、7歳から12歳の小学生は294名、13歳から15歳の中学生は170名、18歳までの高校生は158名、合計907名、数字が違うようなら訂正しますが、子育て支援の対象者数は約900名です。これは当町の人口の16%に当たります。我がまちの宝です。

それでは、経済的に厳しいから、今すぐできるなんて私も思っていない。そんなつもりで質問しているわけではないのですが、小中学生の学校給食費無料化のための必要予算、0歳から高校生までの医療費無料化のための必要予算、そして幼稚園、保育園を無料化するための必要予算、ざっくり幾らになるのか、おおよそで結構ですが、今わかりますか。わかるようならお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） まず、学校給食費でございますが、現在の児童生徒数に単価を掛け合わせまして、年間の給食数を掛け合わせますと、全体で約2,300万円ほど。医療費につきましては、国保加入者のデータしかございませんので、国保加入者という前提がありますが、これにつきましては、約2,200万円程度。幼稚園の保育料につきましては、これも単価を掛けまして、幼稚園児合計で840万円程度というようなことで試算をさせていただいております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ざっくりの数字ですけれども、5,000万円から6,000万円必要だという、そういうことですね。大変な金額です。

少子化対策に対する住民意識調査、厚生労働省もやっていますが、他の自治体の例を

ちょっと引っ張ったのですけれども、これによると、親御さんの子育ての悩みのトップは、出費がかさむこと、これが大体4割から5割、それから、望んでいる子どもの数よりも実際の子どもの数が少ない理由についても、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからが7割近く、ダントツです。そして、出産、子育ての整備、推進のために、国や市町村にやってほしいこと、国や市町村が最も力を入れるべきものでは、経済的支援の充実が63%と、こういうことになっています。

先ほど町長は、やることについては同じ気持ちだけれども、財政上、非常に厳しいのだと、こういうことでした。学校給食費、医療費、幼稚園保育料の無料化、あるいは軽減は、当町の少子化対策、人口減少対策として大いに意義があると私は思います。財政上、完全無料化が困難であれば、第一段階として、例えば給食費を無料化するか、あるいは半額援助するなど、まず一つずつ段階的にやるということで、次からやるということではないのですが、そういう前提で検討することはできませんか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今の質問でありますけれども、これは羅臼町だけの問題でなくて、全国的な問題として、国としての問題だと私は基本的に思っております。これは医療もそうですし、子育て、今、人口が減少していくという状況の中で、今、1億2,000万人の人口が、このままでいくと8,000万人になる。何とか施策を講じれば、1億人に何とかとどめたいというのが国の方針です。したがって、国全体で数が減っていく中で、羅臼町として独自で、では人口減少を少なくするためにどうしたらいいのかという中で、今言われているようなことも一つはいろいろあるでしょうけれども、これは特に財政的な支援となれば、私は第一義的には国の責任でやってほしいと思っております。自治体の力では限界があります。

なおかつ、今おっしゃった第一段階、第二段階ということにつきましても、今の我がまちの財政構造からいって、決して今すぐそこに検討して進むという状況にはなかなかかなりづらいということをひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 先ほど私、出産、子育ての整備、推進のために国や市町村にやってもらいたいことというふうに言いましたが、わかります、町長が言うのも。ただ、子育て支援の関係でやれば人口がふえるだとかということではないですね。余りにも急激に減少するのを少しでも食いとめるための施策として、各自治体がそれぞれ自治体の力量において無料化、半額補助を現在やっている、ということだと思います。

質問通告の中にも簡単に書きましたけれども、自治体間格差、これに関して、ほかにも言おうと思えば、介護保険の問題もいろいろこれから大変になるのですが、自治体間格差がどんどんどんどん広がってきているわけです。もちろんどのまちも財政が裕福なわけではないのです。羅臼町は特に悪いのかと、そんなふうに思わないこともないですが、その中でも、子育て支援対策が大事だということで、厳しいながらも幾つかの施策をどんどん

んどん進めてきているという現状の中で、我がまちもやはりそれに着手すべきであるというのが私の考えです。

町民が求めているのは、このまち、羅臼町で安心して暮らせるという、こういうことだと思います。そのためには、少子高齢化で行き詰まりつつある社会保障を早期に立て直さなければなりません。

町長も触れていましたが、財源論、予算の組み直し、これも本来必要かもしれません。今この段階でというふうに思っていないませんが、近い将来的には、そのことは避けて通れないのだというふうに思います。

自治体の財政力による社会保障、すなわち福祉サービスに、自治体間格差が現実化しています。羅臼町がやっているもの、いろいろあります、もちろん。独自にやっているものもあると思うのですが、基本的にナショナルスタンダード、道の基準、国の基準です。他の自治体は、ここに力を入れるというふうに決めた時点で、それを超えるサービスをする。

自治体間格差というのはどういうことかということ、隣のまちやあっちのまちはやっているけれども、うちはこれはやっていないぞと、こういうことが現実的になってきている。これは何とかしなければなりません。

我がまちの宝である子どもたちの幸せも、保護者の負担軽減のための施策が今求められているというふうに思います。財政的になかなか厳しいということについては私も十分承知しているつもりですが、これを言ってしまうと、ほかのことは何もできないということになってしまいます。だから、今ある財政の中で、どうやったらほんの一部でもいいから子育て支援の施策が打てるのか、必要予算をどう確保できるのか、このことをぜひ検討していただきたい。

このことを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 最後の部分、特に答弁は要らないようでありますけれども、私からあえて言わせていただくとするならば、財政構造の問題でありますけれども、議員御承知のとおり、我がまちにおいては経常経費という部分と、その中にあっても、歳入の面では、特に税収ということ、これがやっぱり大きな一般財源ですから、大きなウエートを占めるということだと思います。地方交付税は交付税として、国の財政的な部分でありますけれども、我がまち独自の財源としては、やはり税収だというふうに思っております。したがって、1年間の漁業の生産いかにかわらずといいますか、一定の水産の取り扱いとか、水産の漁獲高が多ければ多いほど、それに伴って、比例して税収もふえるような構造ということにならなければならないというふうに思っておりますけれども、ここ数年、そういう状況になっていないということも、我がまちとしての歳入面での一つの特徴かなと思っております。

一方で、歳出面を見ると、やはり大きなウエートを占めるのは人件費だというふうに

思っております。これは一定の歳入がないとするならば、その中で人件費の占める割合はどうあるべきかということを中心に基本的なことを考えていかなければ、なかなか財政構造の見直しも含めて、今言われているような福祉施策に回せるような金がなかなか生まれてこないということだというふうに思っておりますので、今後、このことにつきましてもさらにまた、今までも随分財政の部分ではやってきているつもりでありますけれども、今後ともそれについては意を用いてやってまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 以上で、坂本君の質問は終わりました。

ここで、11時まで休憩します。11時再開します。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番佐藤晶君。

○8番（佐藤 晶君） 宣告しておりました一般質問、2件についてお伺いをいたします。

平成26年度も残すところあと約3カ月となっております。新年度に向けて、予算づくり等、思案をしている最中なのかなと、そんなことを察するところでございます。

そこで、行政運営について3点ほどお伺いをしたいと思います。

26年度の町長の行政執行方針の計画等の執行率はどのようになったのかなということがまず1点でございます。

2点目は、4年間の町長の任期もあと残すところ何カ月もないということでございます。その間、町民に公約してきた等のことがあったのかなと思いますので、その公約の達成する見込みはどのようになっているのかなということでございます。

3点目は、羅臼町第6期総合計画が平成27年度をもって終了するという最終年度になりますが、今までの脇町政が進めてきたまちづくりの根幹でもありまして、基本的な計画目標でもあったと思います。現在までの達成度合い、また、最終見通しはどのようになるのかなという、この3点についてお伺いをしたいと思います。

次に、教育行政に関して2点伺います。

毎年、教育行政の点検、評価の報告がなされておりますが、先般、25年度の報告をいただいたところでございます。26年度の報告書は先のことだと思うわけでございますけれども、今年度の教育執行方針において、達成見通しはどのようになるのか、伺いたしたいと思います。

また、今年度実施いたしました全国学力・学習状況調査の当町の結果及びその対応はどのようになるのかということも一つ伺います。

また、近年、青少年の健全育成にかかわる問題が各地で注目されているわけですが、当町の現況を報告いただける範囲でお知らせいただければと思います。

2点目は、羅臼町第6次社会教育中期計画が4年間の27年度をもって終了するわけですが、新たな策定に向けての経過はどのように進めているのか。特に社会教育の現況と、今後に向けての課題があれば、ひとつ示していただければと思います。

以上2件、5点につきまして、よろしく御回答のほどお願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 佐藤議員より2件の御質問をいただきました。

1件目の行政運営について、3点の御質問であります。最初に、3点目の第6期総合計画の現在までの達成度、また、最終見通しについて、先にお答えさせていただきます。

第6期総合計画につきましては、平成20年度から平成27年度までの8年間の計画であり、具体の施策は、ローリング方式ではありますが、3カ年ごとに実施計画を策定し、事業の進捗を検証してまいりました。

平成23年度から25年度までの第2次実施計画が終了し、事業の進捗状況の検証は終了しておりますが、ほぼ計画どおりに事業を実施している状況にあります。

新規事業として、追加で上がっている事業もあり、それらの事業につきましては、平成26年度から27年度の第3次実施計画に載せており、既に26年度で取り組んでいる事業もありますので、残りの期間でおおむね達成できるものと認識しております。

次に、1点目の平成26年度の行政執行方針における事業ほか執行率、及び2点目の任期4年間における公約の達成見通しについての御質問につきましては、関連がございますので、まとめて答弁させていただきます。

私は、3期目に取り組む方針と施策として、一つ目にたくましい地域産業の発展、二つ目にさわやかな生活環境の推進、三つ目に明るい安全な暮らしの実現、四つ目が潤いのある教育文化の創造、五つ目がわかりやすい行財政の安定、これら五つの柱をまちづくりの重点目標と掲げ、毎年度の執行方針の中でもまちづくりの基本方向として定めてまいりました。

さらに、24年度からは医療再生に向けた取り組みを具体的に推進するため、命を守る医療、保健、福祉の連携に関する項目を追加し、六つの基本方向を執行方針として取り組んでまいりました。

その中で、羅臼町の存亡にかかわる防災対策、産業の活性化、医療、保健、福祉、介護等の重要基盤を持続可能なものとするため、勇気を持って決断し、実践することを心しながら3期目の町政運営を進めてきたところであります。

防災対策につきましては、東日本大震災を教訓とし、町民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、いつ発生するかわからない地震、津波などに備えた防災ハザードマップの作成や、ライフラインが途絶えたときを想定した災害用備品や食料などの備蓄品

を計画的に整備してまいりました。

また、自分の命は自分で守るという防災の原点に立ち、地域における被害の拡大や防止軽減を図るため、自主防災組織の推進や防災訓練の強化、さらには、災害時に迅速な救助活動や支援活動を行っていただくため、関係機関や事業者、団体等との協定を進めてまいりました。

産業の活性化につきましては、基幹産業である漁業を中心とした産業の振興が当町の産業全体の活性化につながるものであり、地場水産品の販路の拡大と町内における消費の拡大、地域資源を最大限有効活用した商品開発など、町民が主体的に地域経済の活性化を進める取り組みに対し支援する補助制度を創設させ、地域の活性化策を図ってまいりました。

観光面では、町内の関係団体に御協力をいただきながら、知床羅臼町体験学習推進協議会を設立し、当町の魅力ある観光資源を有効活用した体験メニューを積極的にPRし、観光客や修学旅行等の誘致活動を行い、オール羅臼での取り組みとして定着されつつあります。

また、私自身もトップセールスマンとして、修学旅行誘致のため、積極的に学校訪問などを行ってまいりました。

医療、保健、福祉、介護の連携につきましては、医療を取り巻く環境が変化する中で、地域において安心して生活が送れる地域医療の確保を図ることが大きな課題でありましたが、平成24年度に診療所の改築が完了し、診療所の管理運営を指定管理者制度の導入により社会医療法人孝仁会と締結することができ、持続可能な地域医療体制の構築を図ることができました。

また、福祉の充実として、民設民営による小規模特別養護老人ホームや小規模多機能施設、グループホームなどが開設されたことによって、介護保険サービスや福祉サービスを在宅と施設とそれぞれを町内で受けられるよう整備が進みました。

さらに、総合健診の内容の充実を図り、医療、保健、福祉、介護が連携したサービスを提供することが可能になったと感じております。

新中学校の建設に向けた取り組みにつきましては、議員の皆様にご理解をいただき、今年度、地質調査が終了し、基本設計の作成に入っており、平成27年度には実施設計が作成され、平成28年度から工事が着工される予定であり、新中学校建設の道筋をつけることができたと思っております。

平成26年度の執行方針の評価につきましては、まだ実施しておりませんので、具体的な執行率を示すことはできませんが、現時点でおおむね取り組みが進んだと認識しております。

私が掲げてきました4年間で取り組む方針と施策、さらにこれまでの執行方針の総括につきまして述べさせていただきましたが、皆さんの評価はさまざまであろうと思いますが、この4年間、町民の幸せと町政発展のため、全力を傾注し、町政運営に当たってまい

りました。

議員各位、町民皆様、関係機関、諸団体の皆様の御理解、御協力をいただきながら、産業活性化の推進と、町民が安全、安心して暮らすことのできる基盤整備体制を築き、着実に協働のまちづくりを進めることができた4年間だったと感じております。

次の、2件目の教育行政につきまして、教育委員長より答弁していただきます。

○議長（村山修一君） 教育委員長。

○教育委員長（石川 勝君） それでは、2件目の教育行政につきまして、2点の御質問です。回答させていただきます。

1点目は、毎年、教育行政の点検、評価の報告がなされているが、今年度の教育行政執行方針における達成の見通しについてと、学校教育の現状に関して、全国学力テストの結果と対応並びに健全育成についての御質問です。

例年、教育行政の点検・評価報告書を作成し、議会へも報告させていただいており、去る9月10日付で平成25年度の取り組みに係る報告書を提出させていただきました。

今年度の取り組みに係る点検、評価につきましては、これからの作業になりますが、学校現場や教育委員会職員による内部評価の後、外部評価委員の御意見等もあわせて、来年度、報告書としてまとめる予定でございます。

なお、今年度の教育行政執行方針に示された内容につきましては、おおむね順調に推進しているところです。

次に、学校教育の現況、全国学力テストの結果と対応についてですが、今年度の全国学力・学習状況調査については、本年4月22日実施、11月25日付で結果が公表されております。

北海道全体としては、全国平均との差は縮まってきており、国語、算数、数学の教育課程の習熟度は一定の成果が見られていると報じられておりますが、本町の概況につきましては、小学校で全道平均を超えたのは国語Bのみでした。国語A問題はほぼ全道・全国レベルに近いものとなっております。算数A、Bは低位に位置しており、具体的な対応が求められるところであり、中学校につきましては全教科が全道・全国平均を下回る結果となっております。

全国学力テストについては、毎年小学校6年生と中学3年生を対象に実施しているものであり、結果については、その年によって変動があるものと認識しております。

なお、このテストの結果については、毎年、各校において結果分析を行い、課題に係る具体策を講じるよう指導してきているところであり、各校においては、学力向上に向けた学校改善プランを作成し、チームティーチングによる指導方法の工夫、改善、習熟度別や少人数による学習指導、朝学習、朝読書、あるいは放課後学習、チャレンジテストの実施、夏休み、冬休みの学習会開催など、さまざまな取り組みをもって推進しているところです。

また、学力向上につきましては、北海道を挙げて取り組みを進めているところでありま

すが、全道的な取り組みのほか、当教育委員会としては、北海道立教育研究所の協力を得て、教師力を高めるための研修会の地元開催や、北海道や関係機関が開催する各研修会への参加支援、北海道教育大学釧路校の協力を得て、大学生ボランティアに学習支援に入ってもらするなど、羅臼町独自の対策も講じているところです。

次に、児童生徒の健全育成に関してですが、御承知のとおり、当町は平成24年度より幼小中高一貫教育を導入し、幼稚園から高等学校に至る子どもたちの成長、発達と学びをつなぐ取り組みを行っており、発達段階に応じた教育活動を推進し、健全育成に努めているところです。

また、児童生徒が事故や犯罪に巻き込まれることがないように、校長会議等で常に学校現場への注意喚起を行うとともに、青少年健全育成町民会議の協力による子ども110番の家や子ども110番の車、さらには、羅臼町補導センターによる町内巡回などの取り組みのほか、羅臼町子ども会育成協議会との協力によるふるさと少年探検隊を初めとする各種事業を通じて健全育成に努めてきております。

さらに、今般、国のいじめ防止対策推進法及び北海道いじめの防止等に関する条例の施行に伴い、各学校においては、学校いじめ防止基本方針を策定し、校内における対策組織の設置も行われております。

教育委員会としましては、毎月の学校からの報告等を注意深く見ながら、いじめの未然防止対策に努めてきております。

いずれにいたしましても、羅臼町の未来を担う子どもたちがこの厳しい社会を生き抜いていくために必要な確かな学び、基本的な学力や応用力を身につけ、心身ともに健やかに育っていく環境を整えることは地域の願いでありますので、官民連携、協力して推進していくことが重要であると考えております。どうか引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

2点目は、社会教育の現況と課題についての御質問でございます。

現在、第6次社会教育中期計画の3カ年目で、来年度が最終年度となります。

計画では、ふるさと学習の推進を重点と定め、毎年、単年度計画を策定し、事業を推進しているところであり、おおむね順調に事業展開できているものと考えております。

また、新規事業としまして、高校生の自由な発想により料理を創作し、地域素材の新たな活用方法や情報発信、地域の活性化を図るとともに、地域の食と文化について学習することを目標に、創作料理プロジェクトを進めております。高校生が企画から完成まで試行錯誤を繰り返しながらでき上がった商品を町内イベントで出品し、さらにはコンテストにも出展し、賞を受賞するなど成果を上げており、今後のまちづくり、人づくりに大きく貢献するものと考えております。

課題としましては、青年層の組織化が挙げられます。活気ある地域づくりには、青年層の積極的かつ活発な活動、社会参加が重要であります。各産業団体の青年部間の連携を強め、青年活動の活性化を図るため、主体的に活動する若者の掘り起こしや、意欲的な若者

への協力、支援に努めておりますが、組織的な活動、取り組みに発展していないのが現状であります。

そのような中、異業種の若者が地域課題に気づき、その問題解決に向け、独自の発想で、本年8月、らうす昆布フェスタが開催されました。来年度の取り組みについても検討中と聞いており、教育委員会といたしましても、必要に応じ、積極的に協力、支援をしていきたいと考えております。町内の青年層の連携がますます強くなり、活発に活動されることを期待するものであります。

第7次社会教育中期計画、平成28年度から31年度までの3カ年ですが、この中期計画の策定に当たりましては、これまでの事業をしっかりと点検、評価をし、課題のある事業については解決すべく方策を盛り込んだ計画としていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） 教育委員長には御答弁いただきましてありがとうございます。

先に教育委員会の関係のことを何点かちょっと聞かせていただきたいと思いますけれども、26年度の部分は、これから報告までといったら時間的なものも多分あるのだろうと思います。順調におおむね進んでいるということで、安心したところであります。

そこで、全国の学力の調査の関係で、今説明がありました。レベルの関係では、それぞれいろいろあると思いますけれども、特に中学校の関係では、全道レベルにまで達していないということでもありますし、先般、管内の平均正答率ですか、これも出ていたのですが、これは管内的にも結構全道から見ると低いのですよね。当町においては、この管内レベルに比べた場合はどの辺にあるのかなと。上なのか下なのか、そんなところで結構ですけれども、その辺、ちょっと聞かせていただければなと思います。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（中田 靖君） 先ほどの委員長の答弁にもありましたが、小学生では、国語Aについてはほぼ全道・全国レベルということでございます。管内的に見ましても同様な状況が出ていると思われれます。

中学校につきましては、全教科について全道・全国平均を下回っておりますし、管内的な部分では、同じような傾向が出ていると思われれます。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） それほど期待するようなところではないのかなと思います。これはこれとして、この後、高島議員も同じような関連の質問がありますので、中身は聞いていただきたいなと思いますけれども、今回、公表の関係で新聞に出ていましたよね。羅臼は公表するという部分で上がっております。この公表の仕方というのは、町民向けにどのようなことで、どのような内容で公表していくのかなというところをまず一つお聞かせいただければなと思います。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（中田 靖君） 今回の学力テストの結果については、各校で既に自分の学校の分析はしております。その結果については、保護者向けへの学校通信等では公表といたしますかお知らせしているところでありまして、今回の全国・全道との比較等に関する結果公表については、この後、町のホームページ、あるいは広報誌等を通じて皆さんにお知らせしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） わかりました。これらは公表するということではいろいろと心配する部分もあるので、十分その辺は検討しながら対応してもらえればなと思います。今回の調査が教育の一助になれば幸いであると思っておりますし、どうぞひとつその辺、考えながら進めていただければなと思っております。

次に、健全育成についてでありますけれども、今回、25年度執行方針等を見ましても、深刻な現況にはないということで、点検、評価の中で述べられておりました。大変そういう面では安心したところであります。

先ほど委員長も話にありましたけれども、例えば学校の教育指導の中で考えたときに、学校だけという対応ではなかなか難しい部分があると。健全育成町民会議等、民間の団体も含めて、行政部局には青少年問題協議会、あるいは補導センターも含めていろいろな団体があるので、先ほどのように、ひとつ連携を密にしながら、いざ何かあったときに、その対応がすぐできるようなことを考えておく必要があるのかなということをおもっております。

それで、学校の関係でいえば、例えば道徳学習とか、今回の報告の中にもありますが、ピアサポートとかという部分で、いざ何かあったときの対応も含めて考えていく場を検討している、研究しているということだそうです。それは多分に専門的な知識とか、専門的なかわりの指導がやっぱり大事なところになってくるのだろうなと思いますので、その中では、スクールカウンセラーとかと言われる、そういう制度が平成12年に制度化されて、小規模校は別として、それなりの学校は設置しなければならぬというような国からの一つの方向が出されました。

例えば我がまちの学校は、このスクールカウンセラーを、今どういうふうな状況で対応しているかわかりませんが、もし対応しているのなら対応しているでいいのですが、対応していないとするならば、今後どのようなことで考えていこうとしているのか、ひとつ聞かせていただければなと思います。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（中田 靖君） スクールカウンセラーについて御質問いただきました。

羅臼町の今の状況でいいますと、道教委にお願いしまして、1名、春松中学校に入っております。ただ、毎日ということではなくて、週に何回という形で入っておりますし、時間的にも、通いで来ておりますので、制限はありますけれども、1名入ってい

ただ、これについては道の予算もありまして、こちらからの要望に十分に応えていただいておりますので、引き続き継続、あるいは時間の延長、回数の増も含めてお願いしたいと考えています。

以上です。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） それなりに対応はしているということでございますけれども、今後、課題となることは、常時やっぱり設置、配置してもらうような仕組みということも考える必要もあるのかなと思います。これは大いに検討していただくこともまた必要なのかなと思います。その辺、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、社会教育の関係で聞かせていただきたいと思ひます。

私は今回、この後、中期計画が策定されていって、それなりの方向性も示されるのだろうと思ひます。

特に今回聞きたかったこと、1点なのです。先ほど委員長が申されました青年教育の関係であります。地域がやっぱりこれから活性化していくためには、青年の力というのは決して無視するわけにはいかないし、それがやっぱり地域の発展にも大いに繋がっていく大きな要因だと思うのです。そのための支援体制、これは本当に大事なところになってくるのかなと思ひます。なかなか組織をつくって活動してという部分では、すぐすんなりと落ちるといふ部分では、なかなか難しい部分があると思ひます。昨年、いろいろと青年たちを集めたイベントもあったと。そういう一つ一つの積み重ねといふのは大事なのかなといふことを私も思ひております。

それで、特にこの近年といひますか、前回の中期計画にも載っているのですけれども、指導者の体制、人員体制、これといふのはなかなか充実した形にはなっていないのかなと。4年間の実施計画を見ても、なかなかそこには結びついていないのかなといふところがすごく感じられるのです。

今回、そういう面では、新たな作成を進めている中で、強くその辺を打ち出して、少なくとも社会教育主事が1人でも多く配置できるような仕組み、体制づくりがやっぱり必要になってくるのではないのかなと思ひますけれども、これは今、課長にお伺ひしても、なかなか答えをもらえる話ではないのですけれども、そんなところも強く思うところでもありますけれども、これは後から町長にその辺のところも聞かせてもらえればいいのですけれども、今回のこの報告書にもうたっているのですけれども、この中で、私はすごく気になったのです。といふのは、外部評価委員の方々の意見の中にも、職員数も減少している中、これまでの社会教育事業では難しいと。スクラップ・アンド・ビルドの考え方が必要とか、例えば、指導というより支援という発想のほうが住民にとってはよいかもしいとか、どうもこれはやっぱり後ろ向きのとらえ方になってしまつて、もう少し前向きに、こうすべきだといふ、そういうふうな姿勢で考えていけるような、例えば職員が少なければ、職員をふやすくらいのことをしてもらいたいとか、そういう動きにことを進めて

もらいたい、考え方をはっきりと打ち出したところで、7次の計画づくりに向けて考えただけならばと思いますけれども、答えはいいです、このことについては。いいですか、委員長。

○議長（村山修一君） 教育委員長。

○教育委員長（石川 勝君） せっかくの御質問ですので、実は青年教育が課題であるということは、亡くなられた池田教育長も十分御承知でして、私どももいろいろな話をしておりました。その一端でお答えをさせていただきたいと思いますが、青年教育というのは、今、課題は、青年になったときに、さあやってくださいというのでは遅いというふうに理解しています。必要なのは、最低中学生、できれば高校生で今やろうとして、いろいろな対策を実施しています。例えば高校生が、先ほど話しましたけれども、札幌へ行って、料理コンテストで優秀してみたり、そういう中で必ずリーダーというのは出てくると思っています。そういったところを育てながら、青年になったときに羅臼町を担ってもらえる人材をつくらうと。できれば中学校からやりたいということで、その辺のことは配慮しているつもりです。

それと、指導者、あるいは人員体制が弱いのではないかという御指摘は、そうされるとそうですねと言うしかないという状況でございます。それは正直、私がどうのこうのではなくて、ただ、いるスタッフの中で一生懸命やっていることは御理解いただきたいと思えます。できる限りのことをやっています。少ない人数の中で、それなりの努力をして、それなりの結果を出しているのだということは御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） 委員長にいろいろ答えてもらおうと、なかなかこの後また質問するでしょうから、委員長の言われることも、当然私も思います。当然、今の状況の中では、青年だけ集めてどうだこうだということにはならないのだろうと思えますし、やはり小学校から中学校、積み重ねの段階の中で、しっかりと将来的にリーダーにつながっていくような、そういう人づくりという部分がやっぱり大きな視点になるのかなと思えますし、それら含めて考えていくことが大事だということも理解しております。

ただ、私はそれとは別に、過去といいますか、今までの社会教育の青年にかかわる体制というのが、今から見たら、多分、人材的な部分ではそんなに多くなかったと思うのです。ただ、今はそれ以上の仕事が、逆に指導の仕事よりそれ以外の仕事の部分で、やっぱり仕事の幅が大きくなったということでの、直接青年たちにかかわっていく時間的な余裕も少なくなったのではないのかなと。あわせて、指導員の体制といいますか、2人のところが1人になったとか、そういうところも大きな要因にはなっているのだと思えます。もしそれがあるとするならば、そのことは、やっぱり今後作成していく中で十分考えてもらわなければならないということだと私は思っているのです。

これ、長々言うわけにいきませんけれども、時間も時間なので、町長への質問もしてい

たものですから、町長のほうに何点か、今回の質問の中でのお話を聞かせていただきたいと思ひます。

私も町長の今までの、今年度の執行方針も含め、23年度の執行方針といひますか、23年度は町長が3期目に向かつてスタートした年ですよね。この方針を見ても、あわせて総合計画を絡んでとらえて見ても、全部事業は行っているのですね、町長の掲げた事業といひのは。それからいきますと、100%と言ったら若干差はあるのかもしれないけれども、公約含めて考えてきたこと、一つ一つクリアしたのかなといひことで、私も評価をしております。本当に大変な、例えば6期の総合計画を進めていく中では、厳しいときもあつたと思ひますし、厳しいといひのは、行政運営を進めていく上で厳しさもあるし、町民一人一人の厳しさも含めて、そういうところは十分にあつたと思ひのです。その辺を十分町民に投げかけながら進めてきたのが脇町政だと思ひています。そういう面では大変理解をしておりますし、御苦勞だつたなと思ひております。

そこで、私は3期目スタートの執行方針を見たのです。これは町長が思ひとした部分がすごく出されているのですよね。3期目を担うことになつた町政については、地方財政、先ほど言ひました地域医療とか、産業の活性化とか、防災対策とか、いろいろとやっっていく部分では勇氣を持って決断してやっっていくといひことで、その前の3期といひますか、その前の行政運営の中では守りだつたと。これからは攻めに転じてやっっていくのだといひ強い思ひが、町長の思ひが伝わる執行方針なのです。

そこで、この4年間、3期、特に強い思ひを込めて進めてきたことといひのはどんなことがあるのかなといひことをひとつ聞かせてください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） お答えしたいと思ひますけれども、さまざまながたくさんありますけれども、最重要といひ形で申し上げるとするならば、やはり医療部門だなどいひうふうに思ひております。羅臼町立の病院が、48床のベッドがあつたものを診療所に転換し、さらに公設公営ではなくて公設民営といひ指定管理者制度を導入するといひ大きな転換といひこと、これについて、町民の皆様からは賛否両論あつたことと思ひますけれども、結果的に、議員、そして町民の皆様からの理解を得て、何とか今日に至っているといひこと。冒頭申し上げましたけれども、いろいろなことがありますけれども、1点絞るとすれば、それに尽きると。町民の命を守るのだといひことに尽きるのだと。その上でいろいろな施策の展開が可能になるのだといひうふうに思ひておりますので、そういうふうにお答えさせていだきたいと思ひます。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） わかりました。確かにそうなのですよね。3期目は、やっぱり医療問題、福祉問題、これにはやっぱりかなり力を入れて対応してきたなと私も実感しております。

そこで、この後、とりあえずは6期の総合計画は27年で終了するといひことなので

す。これから来期に向けて計画づくりに入るのだらうと思いますけれども、今までやってきた中で、当然、まだまだやり足りないことはたくさんあるのだらうなと思うのです。7期の総合計画を策定していく中では、それらはやっぱり組み込まなければならない部分があるとしたら、特にこういうことを抽出してやっていかなければならないというところがもし示していただければ、そんなところも聞かせていただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） そのことに関しまして申し上げますと、例えば今、中学校が既に始まっております。このことについては、以前、私は3期目の就任の段階では、中学校については27年の3月、今任期の最終の段階で中学校の方向性を示すという話をしてまいりました。しかし、生徒の非常に厳しい教育環境等々考えたときに、そしてまた、保護者、町民の思いを考えたときに、一日も早いほうがいいだらうということに思い至って、結果として1年早いような形になりましたけれども、進めてまいりました。このことについては、私がこうしたいというよりは、そういう町民の町内的な思いを私は実現することで進めてきたと思っているところでありますので、今後のことにつきましては、当然、総合計画という枠組みの中で検討していかなければならないことでありますけれども、そういう大きな政治的な課題というのは、これは町長のそれぞれの考え方がありますけれども、私はどちらかというと、今までの中で、町民の思いを実現するという立場でやってきたつもりであります。私がこうしたいという思いはあったとしても、それはなかなか実現できるような財政環境になかったということも一つあると思いますけれども、それは結果として町民の思いを実現するということで、私はその使命を果たしてきたつもりであります。

したがって、今後の展開については、当然、改選期でありますので、そういうことも含めながら、それが私であれ誰であれ、町民の思いがどこにあるか、それを実現するのが町長の役割だというふうに思っているところでありますので、これはそれぞれ個人的な考え方があると思いますが、私はそう感じているところであります。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） 学校の建設関係問題というのは、当然、これは次の作成の中では入ってくるのだらうと思います。

先ほど坂本議員も話されたのですけれども、これからの羅臼の人口等考えたとき、かなり大きな、10年ごとのスパンの中ではかなりどんどんどんどん落ちていくような傾向が、先般、公表された将来人口予測の中でも、2040年ですか、2040年といたらまだ大分先なのですけれども、このころになると2,700人くらいになると。3,000人切ってしまうと。そんなことを考えたときには、かなりまちの形態もがらっと変わってしまうのだらうなと。当然、その状況を見ながら、これからの10年なりの総合計画ということは、やっぱり当然必要な対応をしていくための計画づくりが必要になってくるのかなということもすごく思うのです。これからいろいろと作成していくのだらうと思います。

れども、ひとつ十分考えていただきたいなと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 27年度中に次の計画をつくることになりましてけれども、これは今、アンケート調査、住民の意向調査ということに入っておりますので、当然、それは住民の意向を踏まえた中で、基本的にはそれをベースにして計画がつけられていくことになろうというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） 先ほどもいろいろと話しましたけれども、脇町政は3期目が終わる、12年間、終わろうとしているわけでありまして。

1期目は町村合併の問題、中標津との話し合いもありました。途中、合併しないという形の動きになりました。これも大変な4年間だったと思います。

2期目におきましては、自立に向けたまちづくりということで、財政問題というのが大きな課題になって、町民一人一人に説明しながら進めてきたという、つらい町長の動きだったと思います。

3期目は、今言った医療、福祉の問題、これに取り組んだと思っております。

それらいろいろと苦労しながら頑張っていたということ、私は十分評価をする一人でもあります。

先ほど言っている7期目の総合計画を進めていく、そして、あわせて実施していく上で、これからも、これだけ実績としてやってきた町長であるので、そういう意味では、今後ともその力を注いでいただきたいと思う一人なのです。

そこで、4期目に向けての町長の思いというのはどうあるのかなということをお聞きかせていただければ、御回答いただきたいと思っております。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 3期目のことにつきまして、過分なる評価をいただきまして大変ありがとうございました。

私、大きな権限を行使できる立場、特に公的な町長という立場にある者が、長い間、その地位にとどまることは好ましいことではないと私は考えております。そのような思いの中で、3期目の残された4カ月の任期を最善を尽くして職責を全うしてまいりたいというふうに思っているところであります。

最近、自治体首長の多選批判もあり、また、私自身の年齢等も考えあわせ、先般、私の後援会幹部の方々の御了承もいただいたところであり、この際、後進に道を譲りたいと意を決したところであります。

したがって、願わくは議員皆様を初め多くの町民の皆様の意思によって新町長の選任について御努力賜りますよう切望するものであります。若い人の発想力と情熱、行動力をもってまちづくりを進めていただきたいものと念願しているところであります。

以上でございます。

○8番（佐藤 晶君） 終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、佐藤君の質問を終わります。

次に、3番高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 質問の前に、先月、逝去されました池田教育長に対し、心から御冥福をお祈りしたいと思います。

池田教育長は、本町の教育に大変熱心に取り組み、学校適正配置や幼稚園から高校までのユネスコスクールの認定に御尽力され、また、小中学生の学力向上にも並々ならぬ熱意を持って取り組まれました。本町にとりましてまことに惜しい人が亡くなりましたことは本当に残念無念であります。ぜひとも学校教育、社会教育において、池田教育長の今までのお考えを継いでいただき、さらなる発展を願う次第でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

通告しております小中学生の学力向上についてと、中学校建築計画の進捗状況についてをお聞きします。

先ほど佐藤議員から、小中学生の学力向上について質問がありました。重複することがたくさんあると思いますが、御容赦願いたいと思います。

まず、小中学生の学力向上についてお聞きいたします。

平成19年より毎年行われております小中学生の全国学力・学習状況調査の結果が先月25日に公表されました。学力において、北海道教育委員会によりますと、北海道は、全国では、小学生は中の下位、中学生は中のやや下と、2年半前と比較し、レベルは向上しているとのことであります。

北海道教育委員会のデータによりますと、全道の中で根室管内は下位に低迷しており、また、本町の子どもたちの学力が平均より下回っているように見えますが、このことをどのように分析し、学力向上に向け、どのような対策をお考えか、お聞きします。

二つ目は、中学校の建築計画の進捗状況についてですが、建物の基本設計はどこまで進んでいるのか。

また、校名決定についてお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（村山修一君） 教育委員長。

○教育委員長（石川 勝君） 高島議員より、小中学生の学力向上についてと中学校建築計画の進捗状況についての2件の御質問をいただきました。

1件目の御質問は私から御答弁申し上げます。

小中学生の学力向上については、全国学力・学習状況調査の結果をどのように分析し、学力向上に向け、どのような対策を施しているのかとの御質問ですが、全国学力・学習状況調査の結果及び学力向上に向けた取り組みにつきましても、先ほど佐藤議員の御質問に対する答弁のとおりでございます。学校の努力だけでは解決できない要因として、子どもたちの生活習慣、学習習慣にかかわる課題も大きいものと思われ、家庭、地域が足並みを

そろえて取り組まなければ効果があらわれにくいものとも考えております。

学力向上につきましては、北海道を挙げて取り組みが行われているところで、北海道における学力アップ教室の実施や、早寝・早起き運動の推進のほか、羅臼町においても、学校だよりや学級通信、PTAの活動などを通じて、子どもたちの生活習慣の見直し、家庭学習の習慣化などを呼びかけているところであり、教育委員会としても全面的にこれを支援してきているところです。

2件目の中学校建築計画の進捗状況については、町長から御答弁があります。

以上です。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 2件目の中学校建築計画の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

新中学校建設に関しましては、既に御承知のとおり、庁内関係職員で構成する建設委員会を設置し、各種作業を進めているところであります。

これまで新中学校に関する住民アンケートの実施、基本設計、実施設計にかかわる業者選定、新校名の募集など、作業を進めてきております。

基本設計につきましては、町としての基本的な考え方に加えて、住民アンケートの意見をまとめたものも委託業者に示し、去る10月8日に第1回目の業者提案を受けたところであり、庁内建設委員会において検討し、ベースとする一つの案を絞り込み、さらにその内容について検討を求め、11月6日、第2回目の基本計画案についての説明を受けたところではありますが、現在、さらなる設計案の見直しをお願いしている状況であります。

この後、学校現場の提案、意見等の吸い上げなどの作業を経て、一定の案としてまとまり次第、議会を初め保護者、生徒、地域住民へもお示しし、今年度中には最終的な基本計画としてまとめる予定で作業を進めております。

また、校名については、町民の代表からなる校名等選考委員会を設置し、作業を進めているところですが、7月10日から8月末を期限に校名募集を行い、9月29日、第2回校名等選考委員会において、応募のあった28点から10点に絞り込みを行い、さらに第2次選考として、10月10日から31日の期間で住民アンケートを実施したところであり、先般、その集計を終えたところであります。

この後、第3回選考委員会の結果の報告を受ける予定であり、年度内には校名決定にこぎつけたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 再質問いたします。

ちょうど2年前の平成24年6月の定例議会で同様の質問を池田教育長にいたしました。そのときは、平成23年度の全国学力テストの平均正答率が新聞で公表されまして、47都道府県のうちで北海道は最低に近い、たしか45か46番目か、その辺だったと記

憶しております。この結果を見まして、北海道の教育委員会は危機感を持ったと思うのです。それで、これから26年度までにオール北海道で取り組むと。全国平均以上にするというふうな目標を掲げておりました、そのときも、本町の教育もこれを大きな柱に位置づけたと御答弁いただいた記憶がございます。北海道教育委員会のデータによりますと、根室管内は全道でも低い位置だったと思っております。根室教育局のほうも、そのときに早寝・早起き・朝御飯、プラス家庭教育を足して、根室管内、教育に力を入れていくというふうなことだったと思います。

先ほどデータについては佐藤議員にお答えしたとおりでありまして、私もここに北海道教育委員会がホームページで公表しております学力向上の状況及びレーダーチャートとして取り上げております、その本年度の結果なのですが、国語は本当にこれで見ると全国を突き抜けているのです。国語のBが大変よくて、逆に算数のほうがすごく悪いというふうな状況、データが出ておまして、中学のほうは本当に全部が全国・全道平均を下回っているというふうな状況です。

前回も池田教育長にお聞きしたときに、たしか小学校のときには、そのときには全国レベルだと。中学校は悪かったですけれども、全国レベル。年度によってすごく変動があって、なかなか難しいというふうなことはお聞きしておりました。

何が一番全体の底上げとして必要かというふうな、たしか方策を聞いたのですけれども、いわゆる江別の教員教習所のほうに新人の先生を送って、つまり先生たちの教育を図るということをして力を入れてやると。もう一方の、先ほど教育委員長にお答えいただいたとおり、家庭学習がやっぱり大事だということで、早寝・早起き・朝御飯ということをやったり習慣づけようということで、PTA、あるいは家族に理解をいただいて、それで学習向上に力を入れていくというふうな御答弁だったと思います。それがずっと、一応平成26年度の学力テストも全国平均に近づけるといえるのか、本当はそれを突き抜けるというふうなあれだったので、なかなか一朝一夕ではそれは難しいことで、積み重ねが何年かかるかというのはありますけれども、全体としては、私は底上げになっているのではないかなというふうに印象として思います。

それで、つまり平成24年度のとき、それから2年半たっておりますけれども、その施策の効果というもの、つまり早寝・早起き・朝御飯、あるいは教育研究所との共同事業、あるいは町独自でやっております釧路にあります教育大学とのいろいろやりとり、共同研究、そういうことで2年半たちましたけれども、これらの成果は、私自身としては着実に、徐々にではありますが、上がっているのではないかと思います、その辺をどのようにとらえているか、お答えいただければと思います。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（中田 靖君） 学力向上に向けては、道も挙げて、当然、羅臼町も取り組んできているところです。

今のお話にありましたとおり、学力向上に向けて、学校現場といいますか教育委員会と

しては、学校力、教師の指導力向上というところに力も入れておまして、先ほど委員長の答弁にもありましたけれども、北海道立教育研究所の協力を得ての教員の研修、あるいは北海道教育大釧路校の協力を得て学生ボランティアに入ってもらう施策、これは羅臼町として独自に取り組んできている事業でございます。そのほかに、学力テストの結果については、先ほど来、申し上げていますが、年によって動きがあるというのは御理解いただけるかと思いますが、個々の児童生徒の状況というものもつかんで学校では対応しておまして、その内容としましては、平成21年度からだったと記憶していますが、けれども、客観的な目標到達度を診断するCRTテストというテストがあるのですが、そういうものを実施するですとか、昨年度からはCRTにかえて、全国的な学力水準と比較して総体的に学力を把握するNRTテスト、こういうものも独自に進めてきておまして、現場としての学力改善プランといいますか、取り組みというのは毎年質向上といいますか、内容を濃くして進めてきているのは御理解いただきたいと思います。

ただ、先ほど課題として委員長のほうからありましたけれども、これは学校現場だけでは解決できないところもありますので、子どもたちの生活習慣、あるいは学習習慣というものを着実につけていかないと、なかなか一朝一夕には学力向上にはつながっていかないと、そこら辺も学校現場、あるいは教育委員会としても力を入れているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 徐々に上がっているということで、これからも学校教育について、学力向上に対して一層努力していただきたいと思います。

ここに羅臼幼稚園、畑中先生が発行しております園長通信があるのですが、11月1日付、それから11月26日付に、おもしろい記事、報告がありまして、これは東北大学の加齢医学研究所所長の川島隆太さんがこう述べているということで、睡眠の大切さ、多分これ、幼稚園の父兄に向けて出しているものなのだと思いますけれども、小学校、中学校、共通して、小さいときから睡眠の大切さについてと、それから、食べ物、脳がちゃんと働くために、主食とおかずが必要です。つまり、北海道が掲げております早寝・早起き・朝御飯というものを、やっぱりこれ、小中学校の前に幼稚園のほうからきちっと父兄に対して周知していただいて、協力してもらおうようにやっていくことが大切でありまして、それが学力向上につながるのであればなおさらいいのではないかと。新聞にも載っておりましたが、やっぱり家庭学習をしているところは成績が上がるというデータも出ているようですので、学校教育だけではなくて家庭教育のほうも力を、それを徹底してもらおうように、ぜひPTA、父兄のほうに言っていただきたいなというふうに思っております。20年後、30年後を考えれば、やっぱり子どもの学力がその地域力を向上させるということがありますので、今の子どもたちが20年、30年後に、その学力がアップしてくれば、それが町に反映されて、規範意識だとか、郷土愛、あるいは愛国心みたいなものもそこにつながっていくのではないかと、私を確信しておりますので、ぜひ

今後、小学校、中学校の学力向上に力を入れて頑張りたいというふうに思います。

次に、今、町長から、学校の建築、基本設計がこういう状態であると。2回目の説明設計で庁内で検討しているということをお聞きしました。私たち、説明を受けたのはたしか春だと思うのですけれども、それからちょっと時間がたったものですから、進行状況について、今どういう状態なのかということをお聞きしたかったのですけれども、そういうことで、校名なのでも、これは年度内に10の候補で、私もアンケートに参加させていただきましたが、571件の回答があったということでもあります。この10件の中に、町長、校名を募集するに当たっての思いというものをいろいろ最初に、羅臼という名前を抜かした形ですか、春松と羅臼というのを抜いた形で校名募集したと思うのですけれども、私、個人的、あくまでも個人の考えなのでも、やっぱり羅臼町に1校しかない中学校ですから、羅臼というものを再検討願えないかどうかということ、ちょっと町長、お答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） そのことにつきましては、基本的に正式名称として、羅臼町立と、冠のほうに羅臼町立となるわけですから、そこはひとつ御理解いただきたい。したがって、春松、羅臼、両校を廃校するという至った経緯の中で、生徒、そして保護者、地域住民の意向を踏まえた中で、私はそういう決断をさせていただいて、今進めているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） いずれにしても、年度内に名前が決定するということでありまして、それを町民の人たちは当然関心を持っていると思うのですけれども、ぜひわかり次第、早く公表していただくようよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村山修一君） 以上で、高島讓二君の質問を終わりました。

ここで、昼食のため、1時10分まで休憩します。

1時10分、再開します。

午後 0時10分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

最後に、2番田中良君。

○2番（田中 良君） 通告に従い、2件、5点について質問いたします。

まず第1点目に、羅臼町国民健康保険診療所指定管理者による管理について、その中で

3点の質問をしていきたいと思ひます。

指定管理者による管理に関する基本協定書にある、以下3点について質問いたします。

第1点目に、第1章第4条にかかわる協定書、羅臼町国民健康保険診療所の指定管理者による管理に関する年度協定書、羅臼町国民健康保険診療所設置条例、羅臼町国民健康保険診療所設置条例施行規則及び関係法令等のほか、羅臼町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に規定する申請書における事業計画書に定める事項は遵守されているのか。

2点目に、第2章指定管理業務にかかわる第14条にある①一次医療の確保、②在宅医療の充実、③高齢者医療の充実、④健康づくりの推進、以上4点の現在の状況について質問いたします。

続きまして、3番目に、第5章業務の計画、報告等にかかわる第34条、第35条、第36条、第37条、第38条は遵守されているのか。

以上、3点を質問いたします。

続きまして、2番目の質問といたしまして、ことし8月に羅臼町が被害を受けました風水害の復旧状況について、2点質問したいと思ひます。

まず(1)番で、8月の低気圧により羅臼町が全域にわたり土砂災害を受けました。その土砂災害の復旧状況は現在どのようになっているのか。また、今後の復旧状況はどのように考えているのか。

2番目に、10月の低気圧による暴風による風の被害状況はどのようになっているのか。

以上2点、合わせて5点の質問について、町長のお答えをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 田中議員より2件の御質問をいただきました。

1件目は、羅臼町国民健康保険診療所指定管理者による管理について、指定管理者による管理に関する基本協定書に関して3点の御質問をいただきました。

1点目は、基本協定書第4条における事業計画書に定める事項は遵守されているのかとの御質問であります。

基本協定書第4条、指定管理業務の原則における事業計画書につきましては、社会医療法人としての経営ノウハウを生かした効率的な診療所経営を行うことにより、羅臼町の医療ビジョンに沿った安定的な医療サービスを提供し、持続可能な地域医療の実現を目指すことを基本方針として、当町における地域包括ケアシステムの中核を担う当町唯一の医療機関としてその役割を担っていただいております。24時間初期救急医療体制の実施や入院病棟の設置などのほか、医療、保健、福祉、介護の連携強化に努めているところであり、基本的には事業計画書に基づいた医療が提供されているものと理解しております。

しかしながら、去る7月末に手塚所長が勇退されて以降、常勤医師が1名体制の状態が続いており、医師の疲弊を招かない体制の整備につきましては、診療所の指定管理者であ

る社会医療法人孝仁会の齋藤理事長とともに共通の理解をしているところであり、今後、田川所長の意向も踏まえ、孝仁会や当町の医療経営、医療再生の両アドバイザーとともに進めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目は、基本協定書第14条における(1)一次医療の確保、(2)の在宅医療の充実、(3)高齢者医療の充実、(4)健康づくりの推進についての現在の状況についての御質問であります。

基本協定書第14条、政策的医療及び地域医療の質の向上に向けた役割につきましては、当町が羅臼町の医療ビジョンである医療、保健、福祉の連携による地域包括ケアを推進するために指定管理者が提供する医療を定めているものであり、現在の状況でございますが、(1)の一次医療の確保につきましては、一次救急機能として24時間の救急受け入れ態勢の確保、整形外科や脳神経外科、循環器内科などの専門外来の開設など、幅広い患者への対応と、専門病院との連携などが行われているところであります。

また、(2)の在宅医療の充実につきましては、訪問診療や訪問看護の実施や、診療所の3階に併設されております知床らうすりハビリセンターにおける通所リハビリ・デイケアの提供、ケアマネージャーと連携した在宅復帰支援、地域包括ケア会議や情報交換会の開催と連携窓口の設置などが行われているところであります。

また、(3)の高齢者医療の充実につきましては、訪問診療や訪問看護の実施や、介護施設への対応などが行われているところであり、(4)の健康づくりの推進につきましては、特定健診や人間ドックなど、病気の早期発見に向けた取り組みや予防接種の実施、健康講座の開設や、まち愛出前図書室の設置などが行われているところでございます。

3点目は、基本協定書第34条、第35条、第36条、第37条、第38条は遵守されているかとの御質問であります。

基本協定書第34条から第38条までの各規定につきましては、それぞれ遵守されているものと理解しているところでございます。

次に、2件目は、風水害の復旧状況について、2点のお尋ねであります。

1点目は、8月の低気圧による羅臼町土砂災害の復旧の状況はどのようになっているのか、今後の復旧状況はとの質問であります。

8月10日から11日にかけて、台風11号の影響による大雨で土砂災害が多数発生し、北海道において復旧作業を行っておりますが、瀬石の土砂崩落を除いて復旧が終わっている状況であります。

瀬石については、発生当初、土砂崩落で道路が埋まり、通行止となりましたが、土砂を取り除き、土嚢を置いて、現在開通しております。復旧工事につきましては来年度行うこととなっておりますが、冬期を迎えることから、今月、雪崩柵等の応急措置を行い、安全対策に配慮することとなっております。

また、北海道管轄の山林被害は、町内で4カ所の小規模な土砂崩れがあり、共栄町の大井鉄工所裏山につきましては、倉庫に一部土砂がついたため、平成27年1月20日より

復旧工事発注となりますが、ほかの3カ所につきましては、来年度以降、復旧工事の計画に入れる予定と承知しております。

今後とも北海道に対して、土砂災害対策、治山事業を推し進めるよう要請するとともに、瀬石の土砂崩落についてはパトロール強化など、安全対策、早期復旧を要請してまいります。

2点目は、10月の暴風による被害状況についてのお尋ねであります。

10月10日の日没から11日正午にかけ、低気圧の接近に伴い、暴風警報が発令され、町内全域で強い北西の風が吹き荒れ、各地で停電や建物損壊の被害がありました。

被害件数は、公共施設で34カ所、民間施設で37カ所が確認されております。

今回の暴風対策では、事前に釧路気象台からの情報を得ておりましたので、風が強まる警報発令前から、強風に十分警戒するよう、防災無線で注意を呼びかけておりましたが、夕方から急激に強まり、松法漁港で瞬間最大風速50メートルを記録するほどの突風が吹き、外壁や屋根の損壊が多数発生しております。

被害に遭った地区は、峯浜町から共栄町まで広い範囲に及んでおり、停電は10日午後11時に1時間近く全戸停電したほか、各地区で複数回起きており、道路関係では、工事中でありました緑町公住橋と防雪柵が飛散した陸志別5号線を一時通行止としたところがあります。

この暴風被害による災害対策本部は設置しておりませんが、10日夜から、町営住宅や一般住宅などで強風による被害報告が複数ありましたので、防災担当職員を初め関係町職員、消防署員、消防団員により応急対応しておりましたが、強い風がおさまらない中、人的被害に及ぶおそれがありましたので、厳重に対応したところであります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 今、町長から答弁ありましたように、大変2番目の風水害の復旧状況につきましては、町の対応は8月以降、10月も大変よかったと思っております。

ただ、1点だけちょっと気になったところがありまして、これは町長にお聞きしたいなと思っていたのです。

先ほどの答弁の中で、道の指定する場所で4カ所程度と言っていましたけれども、町の中で、町が管理している、いわゆる直接の排水口にはつながらないと思うのですけれども、まちの中もそうですし、その水の流れとして、そこに土砂が、今回、8月の土砂流で砂利等が落ちてきてふさがっている場所が多々あるかと思われるのです。その辺のあたりはどのような復旧になったのですか。これは全町に多分及んでいると思うのですよね。排水路から下のほうは、多分、町の管理項目の中に入ってくると思うのですけれども。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま質問いただきましたけれども、まちの中に治山事業から国道、あるいは町道に抜ける側溝が数多くあるわけですが、当然に、土砂崩れ

になりますと、その側溝が詰まるというようなことで、これは町民の協力も得ながら、土砂、あるいは詰まったものを上げてもらったり、また、まち独自でその作業をするというようなことをしておりました、現在はそういう状況を取り除いたというふうに認識をしておりますが、この後、また枯葉等も詰まっておりますので、その辺の点検はしなければならぬというふうに思っております。

また、特に治山事業、これらの取りつけている側溝については、根室振興局のほうにも連絡をしながら、その対応もお願いをしているところでもありますので、もし我々が目が届かないというようなところもありましたら、また御指摘をいただいて、早速にその作業をとり進めたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） この場の席なので、細かい箇所の云々、どこそこは申し上げないのですけれども、後ほど担当課の職員のほうにその旨通知しますので、ぜひもう一度、再度確認をしていただきたい。私が目で見えた現状では、まだ土砂が残っていて、実際に流れをとめているような状態で残っている場所もありますので、ぜひ町のほうも再度確認していただきたいと思います。

続きまして、2件目の(1)のほうの低気圧による土砂災害のときに、この対応はすごくよくて、今、復旧事業も、町長先ほどおっしゃったように、これはほとんど大きなところは片づいている現状になっているのを私も確認させていただきました。完全に復旧はされていないとはいえども、住民に被害のない状態まで戻っていると認識をしております。

特に今回、そういうような風で思っていて、ちょっと一番気になったのが1点あります。実は羅臼町に、やっぱり古い家屋がかなりふえてきていて、実際に持ち主がいないとか、ここに住んでいなくて、空き家状態ですよ。私も懸念しているように、皆さん懸念しているように、湯ノ沢の例えば観光ホテルなど、ああいう施設があると、やっぱり強い風が吹いたときに、飛散して、周り近所が被害を受けるというところが多々あります。その辺のあたり、ぜひ行政指導ができる場所は行政指導をかけてもらって、建物の維持管理をできる限りしていただきたいと思うのですけれども、その辺のあたり、町長の範囲内にあると思うのですけれども、町内の中にあちこちにそういう場所がありますので、ぜひひとつまた職員に、これから冬になるので、今の現状では多分無理だと思います。多分これは新年度、雪がなくなった状態で再度確認しなければならない場所になるかと思うのですけれども、その辺のあたり、ちょっと町長、お願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） この問題については、全国的に老朽家屋がどんどんあるということと、空き家がある、あるというよりも、どんどんふえているような状況で、全国自治体で非常に困っている状況が一つあります。

国は空き家対策として、財政的な支援も含めて今、法制化しているというような状況も

ありますけれども、やはりそのためには、まず所有者との接触と、それから所有者の意向ということが一番大事なことであって、仮に所有者が不明であっても、簡単に自治体として公的にそれを処理するということはなかなか厳しいということが一つあります。

したがって、この問題、国でもそのことも含めて強制的にでもできないのかということもありますけれども、それはそれとして、今、羅臼では現実に、今御指摘のあったところについても、昨年の冬、ことしの冬も非常に厳しい状況があったときに、町の職員をして、そして消防署員、それから消防団員にも出動願って、一時的に応急的にとめたと。その家屋が損壊してくるのについては、これは放置されているからやむを得ないとしても、それによって他のところが被害を被るとするのは非常に困ることであって、これらについては、今後ともそういうことも国の動向、あるいは北海道の動向等も含めながら、十分にそういう被害の起きないように、すぐ撤去できないまでも、そういう最低限のことはしてまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひそのように対応していただきたいと思います。聞きますと、一部、国の補助も若干出るようなことも聞いております。全く放置しておくというわけにはいかないの、やっぱり隣近所に住んでいる住民が大変迷惑を被りますので、その辺、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、1番目の、まず(3)の第5章の業務の計画、報告書にかかわる34条から38条までのことは遵守されているということなので、安心しております。

この辺のあたりで、この条例の中に、町が任命する診療所運営協議会というものが設置されております。この辺から意見を聴取して、診療所の改善に向けての意見を聞くということで、この会議が年に1回以上は開かれていると思うのですが、診療所が公設民営になりましてから、ちょうど今で2年と4カ月ほど経過しております。この間に、この辺のあたりで、こういう協議会の中から指摘があった事項に対して、改善とかということはあるのでしょうか。その辺のあたり、1点聞かせてほしいのですが。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 国保診療所の運営協議会につきましての御質問でございますが、平成24年度に設置をさせていただきました、年に1回開催させていただいております。ですから、24年、25年と、それぞれ各1回ずつ開催させていただきました、診療所からの報告を受けております。そして、構成される委員の方からは、診療所の運営についての御意見を聞かせていただきまして、それを運営のほうに生かすというようなことで進めさせていただいております。

具体的には、やはり待ち時間が長いというような御指摘が多いのかなというふうに思っておりますが、そのことについて、予約制を導入しているわけですが、予約の仕方ですか、いろいろ院内でも改善の動きをしているところでありまして、以前よりは待ち時間の短縮につながっているのではないかなという印象を受けているところでございます。

が、そのような状況となっております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） そのように、今課長から報告があったとおり、うちの診療所は完全予約制になっております。ただ、懸念される部分が1点だけございまして、完全予約制なわけで、普通の外来が一切受けられないというケースがありますので、そういうふうなケースを何回か経験してしまうと、ちょっとそれは支障を来すのではないのかなと思っております。その辺につきまして、そういうような苦情はあったのでしょうか。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 一般外来中の急患についての御質問だと思いますけれども、完全予約制ということで、時間単位で外来の患者さんの時間を予約をしているわけですが、その合間、合間で、例えばインフルエンザになったとか、風邪をひいたとか、おなか痛いとかという患者さんも出てくるわけですので、そういう患者さんにつきましては、電話で一たん受付をさせていただきまして、診療所のほうでその合間を見ながら対応させていただいているということで、最終的にはお医者さんの判断によるわけですが、その患者さんの状況を見ながら、その場、その場に応じた対応をさせていただいているというようになっているところでございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ちょっと今、課長の答弁と、私が聞いている範囲内とはちょっとニュアンスが違うのです。というのは、実は診療を申し込みましたら、本日は予約がいっぱいで診療できませんというような言葉が返ってきたり何だりというケースがあったとお聞きしております。そういうふうなケースがあったということは、病院としての機能をまず第一になされていないという感覚になりますので、ぜひその辺はないように指摘させていただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま御指摘いただきました。今、私どもが公設民営ということで運営していただいているということ、あるいは公設公営であったとしても、民設民営であったとしても、患者さんのニーズに十分に応え得るかどうかというのは、そのケース、ケースによっていろいろあるかと思います。しかし、今こうして孝仁会に運営してもらっているという中では、多少そういうことがあるのかもしれませんが、総体的に、私は非常にこうやってやっていただいていること自体をありがたく思っておりますし、これを持続可能なものにしていくということの中で、そういう御指摘がもしあるとすれば、それは私なりに真摯に受けとめながら、孝仁会のほうと十分その辺の意思の疎通を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、特段の御理解をひとつお願いしたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 町長がおっしゃるように、今の現状で、私も管理を見ますと、田

川先生1人では到底限界が来ます。これは町長、先ほど答弁でお話したように、なるべく出張医の先生、もしくは専門外来の先生も入れまして、多岐多様に診療しているわけなのですけれども、ただ、やっぱり日常、患者を診るのは、どうしても常勤医が主となります。やっぱり羅臼町のかかりつけ医、いわゆるホームドクターとしての位置も、この2番目で指摘している指定管理業務の中にある一次医療の確保とか、そういうことにかかわってきますので、今の現状でどうのこうのしろということは申しません。ただ、やっぱり早急に、基本協定にあるように、医師の確保、これはやっぱり町長初め孝仁会さんをお願いして、医師の、やっぱり常勤医の最低限3名程度という形で基本協定でうたっておりますから、その辺のあたりをきちっと守ってもらわないと、やっぱりこの辺のあたりは特に大事なことです。ましてや、町長、先ほどおっしゃったように、24時間救急、入院とかも、ベッド数は減りながらも、やっぱり若干名、医療を受けながら、14床のベッドを使いながら、今実際に運営されているわけですから、今後、やっぱりこの状態が続きますと、病院は疲弊してしまいますので、その辺のあたりを重点的にお願い、一応町長は孝仁会の理事長さん方と打ち合わせしながら動いているとは思うのですけれども、早急にやっぱりこの改善、その辺のあたりはやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 協定書云々という話もありますけれども、現在の田川所長、国保の運営委員会の委員にもなっております、この公式の場でそのことについてもあったわけでありまして、十分自分1人で、現状の中では頑張ってやっていける、やっていきたいという思いもありました。当然、私は、田中議員おっしゃるように、そういうことも含めて孝仁会の理事長ともお話ししているのですが、現場を預かる所長の意向ということを中心にしながら今後進めていきたいというふうに思っておりますので、この点を含めて御理解いただきたいと思うわけでありまして。

先ほど答弁したのと繰り返しになりますけれども、何はさておいても、この施設を今現実に運営していただいて預かっている田川所長、所長の意向ということが第一に尊重されるべきであろうと。その結果、当然、1人体制という中では、やはり3人よりは、多少住民に、そういう救急が入った場合に待たなければならないということも現実的にはあろうかと思っておりますけれども、協定書は協定書として、現実に、そうして今、所長の中で運営しているということについて、ひとつ御理解いただきたいと思うわけでありまして。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 私は、今回、この質問をさせていただきましたのは、先ほど申したように、孝仁会が5年という基本協定の中で、5年間という約束で、まず5年を見据えて、今やっと中間点まで到達いたしました。でありますから、やっぱりこのことをかながみますと、途中で検証は絶対必要なものですし、今の現状で24時間救急もやっていただきながら、いろいろなことをしていただいております。

ただ、やっぱりここに住んでいる以上、やっぱり命をかけてまで診てもらおう場所というのは、最後、そういう病気に対しては病院しかありませんので、ここから幾ら近くても、標津町まで、隣のまちまで40数キロ離れていますから、やっぱりそういうことを考えまして、町長おっしゃるように、ぜひ田川先生が疲弊しないように、その辺のあたりを配慮しながら、いろいろな方法があると思うのです。例えば出張医の対応をさせるとか、いろいろなことがあると思います。この辺のあたりも、やっぱりもう少し密に動いていただければありがたいかと思うのですけれども、その辺のあたり、町長はいかがお考えですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） そのことにつきましても、当然、現場の所長の指揮下のもとに、出張医の先生、あるいは専門外来の先生ということの応援をいただきながら、あるいは土日についても出張医の先生をお願いして、田川所長が疲弊しないように、いろいろな面でそういう配慮をしているということについてもひとつ御理解いただきたいと思ひますし、田中議員が懸念されているようなことのないように、意思の疎通を図りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 私は平成24年3月のこの定例会で、町長から、診療所の改築に当たりまして、将来、指定管理者をやるということで説明を受けて、孝仁会との締結が7月に結ばれて、孝仁会となりました。そのときに、私のほかにほかの議員からも、診療所に対しての運営の医師とかスタッフについては拡充されていますね、確保できましたねということで質問したときに、確保しましたという答弁を受けたので、安心したわけです。ただ、現状的には、言ったスタッフはそろっていなかったのです。ただ、支障のないように孝仁会がスタートさせていただいた。当然、4月から7月までの準備期間のための、ここで補正予算も組みました。そういう形でやっておりますから、そういうことで、やっぱりスタートが肝心だったのですけれども、一般的に医者が不足している中で、100%のことをそこでできるかということが非常に疑問であったわけです。ただ、7月に孝仁会がスタートいたしまして、曲がりなりにも今、2年間以上過ぎて、入院とか救急とかいろいろなこともやって、ましてや透析までやっている。これら多種多様なことを考えますと、やっぱり診療所の役目は大きいですし、ドクターがやっぱり一番大事だと私は思います。疲弊しないように、町長も先ほどおっしゃったように、町民の理解を求めたいという話もありました。私は十二分に町民の人方も理解して、今この現状の中で動いていると思ひます。基本協定を結んでいる中でありますから、ぜひこの協定に沿ったようなことができるような形を、ぜひとも今後とも運営に生かしていただきたいと思うのですけれども、町長の考え方を聞かせてください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 何度もくどくなりますけれども、基本協定は当然基本協定とし

て、その方向で進めなければならないという中で、現実問題として今のような状況があるということでもあります。

したがって、お医者さんの数がそろえばということでしょうけれども、数だけの問題ではなくて、現実にかこうやって町民のために頑張っていたいただいているという田川所長の意を十分に尊重しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ町長からも孝仁会のほう、あわせて、田川先生ばかりではないです。やっぱりスタッフ全員、町民目線でやっていただかないと、大変病院は疲弊すると思います。職員みんなが頑張れば何とか切り抜けられると思いますので、ぜひ何かの折でもはっぱをかけてあげていただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（村山修一君） 以上で、一般質問を終わります。

◎日程第 6 認定第 1 号 平成 25 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 7 認定第 2 号 平成 25 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 8 認定第 3 号 平成 25 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 9 認定第 4 号 平成 25 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 10 認定第 5 号 平成 25 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 11 認定第 6 号 平成 25 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（村山修一君） 日程第 6 認定第 1 号平成 25 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から日程第 11 認定第 6 号平成 25 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定までの 6 件を一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長鹿又政義君。

○特別委員会委員長（鹿又政義君） 羅臼町各会計決算特別委員会審査報告書。

平成 26 年 9 月 12 日開会された第 3 回定例会において、本特別委員会に付託されました平成 25 年度目梨郡羅臼町各会計決算認定 6 件について審査を実施したので、次のとおり結果を報告いたします。

1、付託事件。

認定第1号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算1件。認定第2号から認定第5号平成25年度目梨郡羅臼町特別会計歳入歳出決算4件。認定第6号平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算1件。

2、審査の経過。

本特別委員会は、さきの9月定例会で設置され、同時に付託された決算認定6議案について、閉会中の10月9日及び10月15日、16日、21日、11月4日の5日間に関わり、慎重なる審査を行ってまいりました。

本議案の審査に当たりましては、予算の執行がその目的に沿い、また、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたかどうかを念頭に置きながら、行政職員の説明を求め、慎重に審査を進めたところであります。本委員会は、各会計別に、平成25年度予算の主要な施策がいかに関現されたか、それが住民のためになっていたのかを重視をいたしました。

そして、この総括を新年度予算に生かしていくことが重要と考え、本委員会は審査の過程の中で論議のありました下記事項3点を、総括質疑において町長の考えを聞き、最終意見を取りまとめました。そして審査を終了しました。

記。

総括質疑事項。

- (1)企画振興課の取り組みについて。
- (2)町営スキー場、町営キャンプ場等の今後について。
- (3)将来を担っていく若者への機会の提供について。

3、各会計審査結果。

認定第1号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

現下の厳しい財政状況にあつて、財政の健全化を図るべく、経費の削減等により、財政調整基金、公共施設整備基金、文教施設整備基金等に積み立てができたことは、毎年積極的に行政改革を行ってきた成果であり、今後も計画的な財政運営に努められ、経営健全化に期待するところであります。

また、町税は、収入額、収納率とも対前年度比増となっておりますが、財源を交付税に依存せざるを得ない当町にとって、歳入確保は大変重要な課題であります。少子高齢化の進行、町民ニーズの多様化など、自主財源の確保を積極的に考えなければ、今後の財政運営は極めて厳しい状況が続くと思われまふ。

そのようなことから、町税や公共料金等の主要財源の収納に対しては、町民の納付意識の高揚を図りながら、公平、公明、公正の観点を持ち、町税・使用料等収入対策会議などを活用し、さらなる徴収率向上へより一層の努力を求めるとともに、不良債権の適正な処理、また、新たな自主財源の確保について、具体的な研究と施策の展開を望むものであ

ります。

認定第2号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

本年度の国保税の収納率は、自主納税の推進や、未納者に対する納税折衝など、さまざまな取り組みがなされ、前年度より向上しております。

今後も収納対策に万全を期し、徴収率の向上に特段の努力を払われ、安定した会計運営を望みます。

あわせて、健康づくりや予防活動など、医療費の削減につながる取り組みに対する十分な予算運用と、重点的な取り組みを望みます。

認定第3号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第4号平成25年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第5号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第6号平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めましたが、今後の水道事業を考慮したとき、電気料金値上げや消費税増税に対応できるよう、早期の計画策定と住民説明を求めるとともに、事業の安定に向け、資金計画、受益者の公平、公正の観点から、徴収率の向上を図り、施設設備の保全点検に十分配慮し、安全で安定した水道事業運営が行われるよう、より一層の努力を望みたいと思います。

以上、本委員会に付託されました各会計の審査の結果を申し上げましたが、当町の財政構造は地方交付税への依存度が非常に高く、厳しい状況にあることは言うまでもありません。その意味において、財政基盤が脆弱であり、まちの各施策を支える財政運営は極めて厳しい中で進められています。

このような状況の中、平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率は、早期健全化基準及び財政再生基準、経営健全化基準を全てクリアできたことは、理事者、職員の努力の結果であります。

また、自主財源である町税及び使用料等について見ると、町税の収納率は3年連続で収入額、収納率ともに伸びており、これまでの滞納者に対する納税折衝が実を結びつつあることに対し、担当課及び担当者の努力に敬意を表するものであります。

滞納整理の方向は個別の事情で決まります。現行の租税徴収制度の法的な仕組みは、滞納者の実情調査、聴取等を行い、一人一人の滞納事案について検討し、滞納整理の方向を見極め、進めることが重要であります。

その上で、滞納整理に当たっては、強権力と裁量権に配慮し、引き続き滞納整理に尽力

されるよう期待をするところであります。

また、総括質疑で申し上げました3点につきましても、積極的に検討を進めていただきたいと考えております。

地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、最小限の経費で最大の効果が得られるよう、不断の努力を望むところであります。

最後に、理事者、職員の皆さんに対し、本決算審査の円滑な運営に協力いただいたことにお礼を申し上げます。

平成25年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算6件について、本委員会は全員一致で認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

平成26年12月11日。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長、鹿又政義。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。この質疑については、会議規則等運用規定第98条により、審査の経過と結果に対する疑義とします。

これより、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 認定第1号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第11 認定第6号平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定までの6件は、認定することに決定しました。

◎日程第12 議案第45号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第45号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第45号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算、また、この後、提案が予定されてございます議案第46号から54号につきましては、副町長以下、担当職員をして説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第45号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,659万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,918万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

13款国庫支出金、417万7,000円を追加し、1億7,854万8,000円。

1項国庫負担金、107万7,000円を追加し、1億1,708万8,000円。

2項国庫補助金、310万円を追加し、5,813万8,000円

14款道支出金、103万9,000円を追加し、1億2,850万3,000円。

1項道負担金、53万9,000円を追加し、6,676万6,000円。

2項道補助金、50万円を追加し、4,523万9,000円。

16款1項寄附金、78万9,000円を追加し、1,419万3,000円。

18款1項繰越金、575万円を追加し、1,224万7,000円。

20款1項町債、1,484万1,000円を追加し、4億370万8,000円。

歳入合計、2,659万6,000円を追加し、38億4,918万1,000円。

歳出でございます。

2款総務費、2,114万6,000円を追加し、8億4,889万7,000円。

1項総務管理費、2,105万5,000円を追加し、8億1,017万円。

2項徴税費、9万1,000円を追加し、683万2,000円。

3款民生費、489万6,000円を追加し、4億4,580万3,000円。

1項社会福祉費、489万6,000円を追加し、3億4,592万円。

4款衛生費、134万6,000円を追加し、6億518万8,000円。

3項清掃費、134万6,000円を追加し、3億5,803万5,000円。

5 款農林水産業費、1 8 2 万 6, 0 0 0 円を追加し、6, 0 1 7 万 9, 0 0 0 円。

1 項農業費、1 8 2 万 6, 0 0 0 円を追加し、2, 0 7 0 万 1, 0 0 0 円。

8 款教育費、2 6 1 万 8, 0 0 0 円を減額し、3 億 4, 1 0 0 万 5, 0 0 0 円。

1 項教育総務費、5 5 万 9, 0 0 0 円を減額し、3, 8 2 0 万 7, 0 0 0 円。

5 項社会教育費、1 0 万円を追加し、3, 7 4 6 万 5, 0 0 0 円。

6 項保健体育費、2 1 5 万 9, 0 0 0 円を減額し、1 億 2, 5 1 2 万 8, 0 0 0 円。

歳出合計、2, 6 5 9 万 6, 0 0 0 円を追加し、3 8 億 4, 9 1 8 万 1, 0 0 0 円となるものでございます。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債の補正でございまして、追加でございます。

起債の目的。テレビ中継局整備事業債。

限度額。1, 7 0 0 万円。

起債の方法。証書借入または証券発行。

利率。5 %以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法。政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえすることができる。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書について説明をいたします。

歳入でございます。

1 3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金、1 0 7 万 7, 0 0 0 円の追加でございます。説明欄にあるとおり、障害者自立支援医療費の負担でございます。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金、1 6 6 万 4, 0 0 0 円の追加でございます。テレビ中継局整備事業補助金に 1 0 0 万 1, 0 0 0 円、社会保障・税番号制度システム整備費に 6 6 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。

4 目農林水産業費国庫補助金、1 4 3 万 6, 0 0 0 円の追加でございます。農地台帳のシステム整備に係る補助金でございます。

1 4 款道支出金 1 項道負担金 1 目民生費道負担金、5 3 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。障害者自立支援医療負担金の道負担分でございます。

2 項道補助金 2 目民生費道補助金、5 0 万円の追加でございます。低所得者層に対する経済的な負担の軽減を図るための福祉灯油に係る北海道の補助金でございます。

1 6 款 1 項寄附金 1 目総務費寄附金、7 8 万 9, 0 0 0 円の追加につきましては、善意による寄附の受納分でございます。

1 8 款 1 項繰越金。

7 ページをお願いいたします。

1目繰越金、575万円につきましては、今般の補正財源を繰越金に求めているものでございます。

20款1項町債1目総務債、1,700万円の追加につきましては、テレビ中継局の整備事業債でございます。

5目教育債、215万9,000円の減額につきましては、給食センター大型備品の更新事業による事業の確定による減額でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出の説明をいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、155万2,000円の追加でございます。1点目は、消防事務組合負担金76万3,000円でございます。電話機の更新に108万円と、それぞれ今年度進めてきました事業費の確定による減額によって76万3,000円の追加となるものでございます。積立金78万9,000円につきましては、善意による寄附金でございます。知床自然保護の保全に要する事業として3件、2万5,000円、医療、保健、福祉のまちづくりに対しまして1件、5,000円、北方領土返還運動事業として4件、45万4,000円、中学校改築事業として2件、30万5,000円の寄附を受納したものでございます。

7目の自治振興費、1,722万2,000円の追加でございます。工事請負費の155万6,000円につきましては、テレビ北海道の受信整備を行うための難視聴対策として緑町局の整備をするための工事請負となつてございます。負担金につきましては、テレビ北海道受信施設の整備を根室管内の1市4町と釧路管内、浜中町、それぞれ1市5町による整備を行うものでございまして、中標津町のサテライト局、これの整備に対しまして、それぞれの市町が負担するものでございます。合わせて1,654万円となるものでございます。町有バスに要する経費で87万4,000円の減額につきましては、バスの納入が終わったことによる事業費の確定でございます。

11目企画費、172万6,000円の追加でございます。地域おこし協力隊に要する経費として134万円の追加でございます。このことにつきましては、総務省による支援事業である地域おこし協力隊でありまして、都市住民を受け入れ、地域おこしの活動、あるいは地域協力活動に従事をしてもらうということで、あわせて、その後、その協力隊員につきましては、羅臼町に定住、定着を図ってもらい、人口減少の対策につながるものということで、この制度を活用すべきということで計上をさせていただいているところでございまして、羅臼町では、観光事業の振興、あるいは自然環境対策として、それぞれ2名ずつ、4名の協力隊員を求める作業を進めたいということを思つてございまして、それらに係る経費を計上したところでございます。また、総合計画策定に係る経費、38万6,000円につきましては、第7期の総合計画策定に伴うアンケート調査を行うものでございます。第6期総合計画につきましては27年度で計画が終了するというので、27年度、1年をかけて次期の計画を策定する予定でありまして、18歳以上の町民1,000

名を無作為抽出をすることと、中高生全員、280名を対象にアンケート調査をする経費として計上をしたところでございます。

次に、防犯対策費でございます。10万8,000円の減額につきましては、防犯協会の事務局を当町で担うということになりましたので、団体の10万8,000円を減ずるものでございます。

次に、電子計算費、66万3,000円の追加でございます。社会保障・税番号制度のシステム整備によります機構に対する負担金でございます。

13ページをお願いいたします。

2項徴税费2目賦課徴収費でございます。9万1,000円の追加でございます。これにつきましては、北海道共同利用型エルタックス審査システム運用の保守業務の委託料でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、193万5,000円の追加でございます。これにつきましては、福祉灯油の購入扶助でございます。70歳以上のひとり暮らし高齢者世帯、あるいは高齢者夫婦世帯、ひとり親世帯、重度心身障害者世帯、合わせて170名を対象として、1万円の扶助を見ているところでございます。また、生活保護世帯として47名掛ける5,000円として計上をさせていただきました。

4目心身障がい者特別対策費、215万5,000円の追加でございます。人工透析患者1名増による追加をさせていただくものでございます。

7目特別会計繰出金、46万1,000円の追加につきましては、介護保険事業にルール分として追加をするものでございまして、介護サービスの給付費の増に伴う追加でございます。

9目後期高齢者医療費、34万5,000円の追加につきましては、療養給付費の確定に伴う不足が見込まれるための追加でございます。

15ページをお願いいたします。

4款衛生費3項清掃費1目清掃総務費、134万6,000円の追加でございます。まず、負担金であります。今後、3月まで見込まれるし尿くみ取り料につきまして、現在において不足を生じるということございまして、28万円の追加をお願いするものでございます。また、委託料につきましては、可燃ごみの運搬回数がふえているということございまして、別海町分であります。その2回分、増額をしてございます。その追加費用でございます。

5款農林水産業費1項農業費2目農業振興費、182万6,000円の追加でございます。委託料につきましては、農地台帳システム整備委託料として、電子化をするための143万7,000円の追加でございます。負担金につきましては、地域の共同活用等を支援することにより、農業の多面的機能の発揮を促進することを目的に、峯浜地区集落協議会が事業に取り組むものでございまして、協議会のほうに負担をする追加でございます。

8款教育費1項教育総務費3目義務教育振興費、55万9,000円の減額でございます。

す。

17ページをお願いいたします。

委託料の12万5,000円の追加につきましては、羅臼小学校コンピュータ入れかえに伴うインターネット通信の保守点検料でございます。使用料及び賃借料の68万4,000円の減額につきましては、今年度整備をしましたコンピュータのリース事業の確定に伴う減額でございます。

5項社会教育費4目文化財保護調査費、10万円の追加につきましては、郷土資料館の来館者の増に伴いまして、当初予定をしておりましたくみ取り料に不足を生ずるため、追加をさせていただきました。

6項保健体育費6目給食センター管理費、215万9,000円の減額でございます。給食センターの大型備品購入に伴いまして、事業費が確定いたしましたので、減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑終わります。

これから、議案第45号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第45号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第45号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第46号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第13 議案第46号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の19ページをお願いいたします。

議案第46号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところ

による。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,146万1,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

20ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款国庫支出金、45万4,000円を追加し、2億7,598万2,000円。

2項国庫補助金、45万4,000円を追加し、506万4,000円。

歳入合計、45万4,000円を追加し、11億6,146万1,000円。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、45万4,000円を追加し、6,031万円。

1項総務管理費、45万4,000円を追加し、5,647万2,000円。

歳出合計、45万4,000円を追加し、11億6,146万1,000円。

22ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入でございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金2目特別調整交付金に45万4,000円の追加につきましては、歳出の補正財源が特別調整交付金により交付されるものでございます。

続きまして、歳出です。

24ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に45万4,000円を追加するものでございます。内容につきましては、国民健康保険の平成26年度税制改正に伴い、国保連合会の保険税システムを改修するための経費として、共同電算化に要する経費の13節委託料、各種システム設定変更委託料に32万4,000円、また、当町のシステムを改修するための経費として、その他国保一般事務に要する経費の19節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金に13万円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、この経費につきましては、その全額が国からの特別調整交付金により交付される予定であります。

また、この補正予算につきましては去る12月4日開催の第5回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第46号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第47号 平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第47号平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 26ページをお願いいたします。

議案第47号平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ369万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,774万2,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項介護保険料、78万3,000円を追加し、7,360万2,000円。

3款国庫支出金、92万円を追加し、1億23万7,000円。

1項国庫負担金、73万7,000円を追加し、7,725万7,000円。

2項国庫補助金、18万3,000円を追加し、2,298万円。

4款1項支払基金交付金、106万8,000円を追加し、1億1,696万2,000

円。

5款道支出金、46万1,000円を追加し、5,394万1,000円。

1項道負担金、46万1,000円を追加し、5,198万4,000円。

7款繰入金、46万1,000円を追加し、7,887万7,000円。

1項他会計繰入金、46万1,000円を追加し、6,669万7,000円。

歳入合計、369万3,000円を追加し、4億4,774万2,000円。

続きまして、歳出です。

2款保険給付費、369万3,000円を追加し、3億9,772万4,000円。

1項介護サービス等諸費、54万4,000円を追加し、3億5,282万円。

2項介護予防サービス等諸費、272万2,000円を追加し、982万5,000円。

5項特定入所者介護サービス等費、42万7,000円を追加し、2,379万8,000円。

歳出合計、369万3,000円を追加し、4億4,774万2,000円。

29ページをお願いいたします。

事項別明細書。

歳入でございます。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料、78万3,000円の追加から、3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金、73万7,000円の追加、2項国庫補助金1目調整交付金、18万3,000円の追加、4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、106万8,000円の追加、5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、46万1,000円の追加、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、46万1,000円までの追加につきましては、この後、歳出で説明いたします介護保険給付費の増額に伴うルール分をそれぞれ計上いたしております。

33ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費2目介護療養費、54万4,000円の追加につきましては、説明欄に記載されております住宅改修費でございます。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費、242万5,000円の追加につきましては、介護予防サービス給付費の増加に伴うものでございます。

2目介護予防療養費、29万7,000円の追加につきましては、説明欄に記載されております介護予防福祉用具購入費に3万2,000円と、介護予防住宅改修費の26万5,000円でございます。

5項特定入所者介護サービス等費。

35ページをお願いいたします。

1目特定入所者介護サービス費、42万7,000円の追加につきましては、特定入所者介護サービス費の増額に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第47号平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

ここで、2時40分まで休憩します。

2時40分、再開します。

午後 2時25分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 議案第48号 羅臼町総合計画策定条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第48号羅臼町総合計画策定条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） 議案の37ページをお開きください。

議案第48号羅臼町総合計画策定条例制定について。

羅臼町総合計画策定条例を別紙のとおり制定するものでございます。

38ページをお願いいたします。

羅臼町総合計画策定条例。

この条例の制定理由につきましては、これまで総合計画の策定に当たっては、地方自治法において、市町村に対し、総合計画の基本部分である基本構想を議会の議決を経て定めることが義務づけられておりましたが、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、総合計画の策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の独自判断にゆだねられました。

当町としましては、総合計画はまちの総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示すものでありますので、法定策定義務がなくなっても策定をすべきと考え、また、総合計画は町全体の総意の計画であることから、町民の代表であります議会の議決を経ることは重要と考えておりますので、条例化するものでございます。

なお、現在の第6期総合計画は平成20年度から27年度までの計画となっており、第7期の総合計画につきましては、平成27年度末までには完成できるよう、見直し作業の準備を進めているところでございます。

次に、条例の説明をさせていただきます。

条文の第1条は条例の趣旨であります。

第2条は、(1)総合計画、(2)基本構想、(3)基本計画、(4)実施計画のそれぞれの定義を示してございます。

第3条は、総合計画策定に当たっては、策定委員会へ諮問するものとしております。

第4条で、基本構想の策定につきましては、議会の議決を経るものとしております。

第5条は、基本構想に基づき、基本計画と実施計画を策定するものとなっております。

第6条は、総合計画策定後、公表することとしております。

第7条は、個別の計画を策定するときは、総合計画との整合性を図ることとしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第48号羅臼町総合計画策定条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第48号羅臼町総合計画策定条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第49号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第49号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正

する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 39ページをお願いいたします。

議案第49号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

40ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険条例の一部を、次のように改正する。

改正の理由でございますが、現在、国民健康保険の加入者が出産したときには、出産育児一時金として39万円に産科医療補償制度における掛金3万円を加算して42万円が支給されていますが、このたび、出産育児一時金等の見直しに伴い、産科医療補償制度における掛金の額が1万6,000円に引き下げられること及び出産育児一時金の総額を42万円に維持されることになりました。

このことから、出産育児一時金は40万4,000円に、産科医療補償制度における掛金1万6,000円を加算して、総額は維持し、42万円を支給することになりましたので、所要の改正を行うものでございます。

なお、加算額の上限3万円の規定につきましては、見直し後の掛金の額が1万6,000円と規定の範囲内であることから、改正は行わないものであります。

改正条文でございます。

第8条の2第1項中、「39万円」を「40万4千円」に改める。

附則でございます。

施行期日。この条例は、平成27年1月1日から施行する。

経過措置。施行期日前に出産した被保険者に係る羅臼町国民健康保険条例第8条の2の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

なお、この条例改正につきましては、去る12月4日開催の第5回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第49号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第49号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第50号 羅臼町福祉館設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第17 議案第50号羅臼町福祉館設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 41ページをお願いいたします。

議案第50号羅臼町福祉館設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町福祉館設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

42ページをお願いいたします。

羅臼町福祉館設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町福祉館設置並びに管理に関する条例の一部を、次のように改正する。

改正の理由でございますが、今回の改正は2点ございます。

1点目は、福祉館の通称名として使用しているコミュニティセンターの表記が2種類存在していることから、統一するものでございます。

2点目は、海岸町福祉館の建てかえに伴い、新築される海岸町福祉館、海岸町コミュニティセンターを本条例により設置及び管理を行うものでございます。

なお、現在の海岸町の会館につきましては、海岸町南へき地保健福祉館として、天狗岩地区の海岸町北へき地保健福祉館とともに、羅臼町へき地保健福祉館設置並びに管理に関する条例により設置及び管理を行っているところでございますが、両施設ともに老朽化等による用途廃止を予定していることから、附則で関連条例を廃止するものでございます。

改正条文でございます。

第2条の表中、「（岬町コミュニティセンター）」を「（岬町コミュニティセンター）」に改め、同表に次のように加える。

名称、海岸町福祉館（海岸町コミュニティセンター）

位置、目梨郡羅臼町海岸町441番地。

附則でございます。

施行期日。この条例は、海岸町福祉館（海岸町コミュニティセンター）の竣工の日から

施行する。

羅臼町へき地保健福祉館設置並びに管理に関する条例の廃止。

羅臼町へき地保健福祉館設置並びに管理に関する条例は廃止する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号羅臼町福祉館設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第50号羅臼町福祉館設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第51号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第18 議案第51号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

なお、この説明に当たっては、議員各位から了承いただいておりますので、参考資料等で簡単明瞭に説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 43ページをお願いいたします。

議案第51号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定する。

44ページをお願いいたします。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

なお、本条例につきましては、議案の44ページから61ページまでの17ページにわたり掲載しておりますが、第1章総則から第3章第3節特例地域型保育給付費に関する基準まで、条例第1条から第52条までと附則で構成されており、多岐にわたります。このことから、条文の説明につきましては、参考資料により行わせていただきますことを御了

承いたたく存じます。

それでは、まず初めに、子ども・子育て関連3法による関係条例の制定に関して総括的な説明をさせていただきますので、参考資料の4ページ、資料4、子ども・子育て関連3法に関する説明資料をお開き願います。

なお、この資料につきましては、この後上程を予定しております議案第52号及び議案第53号にも関連がありますことを御承知願います。

まず、条例制定の趣旨でございます。

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度における施設や事業の設備及び運営に関する基準について、国が定めた基準を踏まえ、自治体ごとに条例で基準を定めることになったものでございます。

続きまして、子ども・子育て支援新制度でございます。

子ども・子育て支援新制度は、消費税率の引き上げによる財源を活用して、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めようとするものでございます。

また、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付や、家庭的保育等への給付が創設されます。

この給付を受ける施設を利用しようとする場合、保護者は利用する子どもに町から次の区分の認定を受けることが必要になるものでございます。

なお、新制度に移行しない幼稚園、家庭的保育等の利用を希望する場合は、町からの認定を受ける必要はないものでございます。

次の表は、認定区分ごとの利用可能な施設について整理をしたものでございます。

表の右から3列目の1号認定は、保育を必要としない満3歳以上の幼児で、施設型給付の幼稚園または認定こども園が利用できるものでございます。

表の右から2列目の2号認定は、保育を必要とする満3歳以上の幼児で、施設型給付の保育所または認定こども園が利用できるものでございます。

表の右端、3号認定は、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児で、施設型給付の幼稚園を除く全てが利用できるものでございます。

続きまして、5ページ、条例で定める基準でございます。

基準の①は、羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

下の表の右から1列目、確認の列、基準：①と示しています、教育・保育施設及び地域型保育事業所の幼稚園から事業所内保育事業までの七つの施設、事業で、施設型給付、地域型給付を受けるためには、施設は認可とあわせて町の確認を受ける必要があることから、その基準を条例で定めるものでございます。

続きまして、条例の概要につきまして説明をさせていただきますので、6ページ、資料

5、条例の概要をお開き願います。

第1条は趣旨でございます。

第2条は定義でございます。

第3条は一般原則でございます。

第4条は利用定員でございます。

第5条は内容及び手続の説明及び同意でございます。

第6条は利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等でございます。

第7条はあっせん、調整及び要請に対する協力でございます。

第8条は受給資格等の確認でございます。

第9条は支給認定の申請に係る援助でございます。

第10条は心身の状況等の把握でございます。

第11条は小学校との連携でございます。

第12条は教育・保育の提供の記録でございます。

第13条は利用者負担額等の受領でございます。

第14条は施設型給付費等の額に係る通知等でございます。

8ページをお願いいたします。

第15条は特定教育・保育の取り扱い方針でございます。

第16条は特定教育・保育に関する評価等でございます。

第17条は相談及び援助でございます。

第18条は緊急時等の対応でございます。

第19条は支給認定保護者に関する町への通知でございます。

第20条は運営規定でございます。

第21条は勤務体制の確保等でございます。

第22条は定員の遵守でございます。

第23条は掲示でございます。

第24条は支給認定子どもを平等に取り扱う原則でございます。

第25条は虐待等の禁止でございます。

第26条は懲戒に係る権限の濫用禁止でございます。

第27条は秘密保持等でございます。

第28条は情報の提供等でございます。

第29条は利益供与等の禁止でございます。

第30条は苦情解決でございます。

第31条は地域との連携等でございます。

第32条は事故発生の防止及び発生時と対応でございます。

10ページをお開き願います。

第33条は会計の区分でございます。

第34条は記録の整備でございます。

第35条は特別利用保育の基準でございます。

第36条は特別利用教育の基準でございます。

第37条は利用定員でございます。

第38条は内容及び手続の説明及び同意でございます。

第39条は正当な理由のない提供拒否の禁止等でございます。

第40条はあつせん、調整及び要請に対する協力でございます。

第41条は心身の状況等の把握でございます。

第42条は特定教育・保育施設等との連携でございます。

第43条は利用者負担額等の受領でございます。

第44条は特定地域型保育の取り扱い方針でございます。

第45条は特定地域型保育に関する評価等でございます。

第46条は運営規定でございます。

第47条は勤務体制の確保等でございます。

12ページをお開き願います。

第48条は定員の遵守でございます。

第49条は記録の整備でございます。

第50条は準用でございます。

第51条は特別利用地域型保育の基準でございます。

第52条は特定利用地域型保育の基準でございます。

附則の第1条は施行期日でございます。

第2条は特定保育所に関する特例でございます。

第3条は施設型給付費等に関する経過措置でございます。

第4条は利用定員に関する経過措置でございます。

第5条は連携施設に関する経過措置でございます。

続きまして、国の府令で定められた基準と本条例における基準につきまして説明させていただきます。

13ページ、資料6、整理表をお開き願います。

国の府令で定められた基準では、市町村で条例を定めるに当たって、従うべき基準と参酌すべき基準とに区分されております。

従うべき基準は、条例の内容を拘束する、必ず適合しなければならない基準です。

ただし、地域の実情に応じて基準を上回る内容を定めることが許容されております。

整理表では網かけで表示し、項を限定する場合は丸従としています。

参酌すべき基準は、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されている基準です。

表の右から1列目には、国の基準と異なる基準となっている条文の説明を記載しており

ますが、記載のないものにつきましては、国の基準どおりとなっているものでございます。

本条例につきましては、第42条で定める連携施設について、離島その他の地域の例外規定を削除したものでございます。

このように、羅臼町で定める基準については、地域の実情を加味し、妥当性を検討した結果、基本的には国の府令で定められた基準に沿った基準としているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第18 議案第51号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第52号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第19 議案第52号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

なお、この説明に当たっては、議員各位より了承をいただいておりますので、参考資料等で簡単明瞭に説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 62ページをお願いいたします。

議案第52号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定する。

63ページをお願いします。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

なお、本条例につきましても、議案の63ページから78ページまでの15ページにわたり掲載をしておりますが、第1章総則から第5章事業所内保育事業まで、条文第1条から第48条までと附則で構成されており、多岐にわたります。このことから、条例の説明につきましては、参考資料により行わせていただきますことを御了承いただきたく存じます。

それでは、まず、参考資料の4ページ、資料4をお開き願います。

条例制定の趣旨及び子ども・子育て支援新制度につきましては、先ほど説明させていただきました議案第51号と同様でございますが、5ページ、条例で定める基準につきまして説明をさせていただきます。

本条例は、基準の②で示すとおり、羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

表の右から2列目、認可の列、基準：②と示しています、地域型保育事業所の家庭的保育事業から事業所内保育事業までの四つの事業で、町の認可を受け、児童福祉法に位置づけする必要があることから、その基準を条例で定めるものでございます。

続きまして、条例の概要につきまして説明をしますので、15ページ、資料7、条例の概要をお開き願います。

第1条は趣旨でございます。

第2条は定義でございます。

第3条は基本理念でございます。

第4条は最低基準の向上でございます。

第5条は家庭的保育事業者等の一般原則でございます。

第6条は保育所等との連携でございます。

第7条は家庭的保育事業者等と非常災害でございます。

16ページをお願いします。

第8条は家庭的保育事業者等の職員の一般的要件でございます。

第9条は家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等でございます。

第10条は他の社会福祉施設等をあわせて設置するときの設備及び職員の基準でございます。

第11条は利用乳幼児を平等に取り扱う原則でございます。

第12条は虐待等の禁止でございます。

第13条は懲戒に係る権限の濫用禁止でございます。

第14条は衛生管理等でございます。

第15条は食事でございます。

第16条は食事の提供の特例でございます。

第17条は利用乳幼児及び職員の健康診断でございます。

第18条は家庭的保育事業所等内部の規定でございます。

第19条は家庭的保育事業所等に備える帳簿でございます。

第20条は秘密保持等でございます。

第21条は苦情への対応でございます。

第22条は設備の基準でございます。

第23条は職員でございます。

第24条は保育時間でございます。

第25条は保育の内容でございます。

第26条は保護者との連絡でございます。

第27条は小規模保育事業の区分でございます。

第28条は設備の基準でございます。

18ページをお開き願います。

第29条は職員でございます。

第30条は準用でございます。

第31条は職員でございます。

第32条は準用でございます。

第33条は設備の基準でございます。

第34条は職員でございます。

第35条は利用定員でございます。

第36条は準用でございます。

第37条は居宅訪問型保育事業でございます。

第38条は設備及び備品でございます。

第39条は職員でございます。

第40条は居宅訪問型保育関連施設でございます。

第41条は準用でございます。

第42条は利用定員の設定でございます。

第43条は設備の基準でございます。

第44条は職員でございます。

第45条は連携施設に関する特例でございます。

第46条は準用でございます。

第47条は職員でございます。

第48条は準用でございます。

20ページをお開き願います。

附則の第1条は施行期日でございます。

第2条は食事の提供の経過措置でございます。

第3条は連携施設に関する経過措置でございます。

第4条は小規模保育事業B型等に関する経過措置でございます。

第5条は利用定員に関する経過措置でございます。

続きまして、整理表により、基準につきまして説明をさせていただきますので、21ページをお願いいたします。

先ほど説明させていただきました議案第51号と同様、国の府令で定められた基準では、市町村で条例を定めるに当たって、従うべき基準と参酌すべき基準とに区分されております。

本条例につきましては、第4条で定める市町村児童福祉審議会を設置している場合の意見を聞く規定及び第6条、第40条。22ページをお開き願います。第16条並びに23ページの第37条で定める離島その他の地域の例外規定を削除したものでございます。

このように、羅臼町で定める基準については、地域の実情を加味し、妥当性を検討した結果、基本的には国の府令で定められた基準に沿った基準としているところでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第52号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第52号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第53号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第20 議案第53号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

なお、本件も同じように、議員各位から了承いただいておりますので、参考資料等で簡明瞭に説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 79ページをお願いいたします。

議案第53号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

制定について。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定する。

80ページをお願いします。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

なお、本条例につきましても、議案の80ページから84ページまでの4ページにわたり掲載をしております。条文は第1条から第21条までと附則で構成されており、多岐にわたります。このことから、条文の説明につきましては、参考資料により行わせていただきますことによりお願いいたします。

まず初めに、資料の5ページをお願いいたします。

本条例は、基準の③で示すとおり、羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例となっております。

表の右から2列目、認可の列、基準：③と示しています、地域子ども・子育て支援事業の放課後児童健全育成事業で、子ども・子育て支援法に位置づけた上で、町に届け出を行う必要があることから、その基準を条例で定めるものでございます。

続きまして、条例の概要でございます。

24ページの資料9、条例の概要をお開き願います。

第1条は趣旨でございます。

第2条は定義でございます。

第3条は基本理念でございます。

第4条は最低基準の向上でございます。

第5条は放課後児童健全育成事業の一般原則でございます。

第6条は放課後児童健全育成事業者と非常災害対策でございます。

第7条は放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件でございます。

第8条は放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等でございます。

第9条は設備の基準でございます。

第10条は職員でございます。

第11条は利用者を平等に取り扱う原則でございます。

第12条は虐待等の禁止でございます。

第13条は衛生管理等でございます。

第14条は運営規定でございます。

第15条は放課後児童健全育成事業者が備える帳簿でございます。

第16条は秘密保持等でございます。

第17条は苦情への対応でございます。

第18条は開所時間及び日数でございます。

26ページをお開き願います。

第19条は保護者との連絡でございます。

第20条は関係機関との連携でございます。

第21条は事故発生時の対応でございます。

附則の第1条は施行期日です。

第2条は職員の経過措置でございます。

続きまして、資料10でございますが、先ほどの条例で説明させていただきましたことと同様、市町村児童福祉審議会を設置している場合の意見を聞く規定の削除をしているものでございます。

このように、羅臼町で定める基準については、地域の実情を加味し、妥当性を検討した結果、基本的には国の府令で定められた基準に沿った基準としているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第53号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第20 議案第53号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第54号 羅臼町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例制定
について

○議長（村山修一君） 日程第21 議案第54号羅臼町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 85ページをお願いいたします。

議案第54号羅臼町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例制定について。

羅臼町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定する。

86ページをお願いします。

羅臼町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例。

条例制定の趣旨でございますが、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しましたが、子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性や子どもの認定区分等を決定し、認定を受けた子どもが利用する施設に市町村から給付する仕組みとなり、保育の必要性の認定に関する基準について、国が定めた基準を踏まえ、自治体ごとに条例で基準を定めることになったものでございます。

第1条は趣旨でございます。本条例は、子ども・子育て支援法第20条に規定する保育の必要性の認定の基準に関することを定めることを規定するものです。

第2条は定義でございます。この条例の用語の意義は、法で定める定義によるものです。

第3条は保育の必要性に係る認定基準でございます。保育の必要性の認定は、小学校就学前、子どもの保護者がいずれかに該当しなければならない事由を規定するものです。

第1号は、一月において48時間以上就労していることを常態としていることです。

なお、この就労時間の下限の規定につきましては、国の基準では一月において48時間から64時間までの範囲内で、市町村が定める時間以上労働することを常態とすることとされており、下限を市町村が定めることとなりますが、特段の理由がないため、国の基準の下限である48時間としています。

第2号は、妊娠中であるか、または出産後間もないことです。

第3号は、疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していることです。

第4号は、同居または長期間入院等をしている親族を常時介護または看護していることです。

第5号は、震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていることです。

第6号は、起業の準備を含み、求職活動を継続的に行っていることです。

第7号は、職業訓練校等における職業訓練を含み、学校、専修学校、各種学校、その他これらに準ずる教育施設に在学していることです。

第8号は、児童虐待や配偶者からの暴力のおそれがあると認められることです。

第9号は、育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められることです。

第10号は、前号に類するものとして町長が認める場合です。

第4条は委任でございます。この条例で定めるもののほか、必要な事項は別に定めることを規定しております。

附則として、施行期日。この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第54号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号羅臼町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第21 議案第54号羅臼町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第11号 義務教育段階の特別支援学校または分校・分教室の設置を求める意見書

○議長(村山修一君) 日程第22 発議第11号義務教育段階の特別支援学校または分校・分教室の設置を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番(田中 良君) 発議第11号義務教育段階の特別支援学校または分校・分教室の設置を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年12月11日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員田中良。

賛成者、羅臼町議会議員小野哲也、同じく鹿又政義、同じく坂本志郎。

義務教育段階の特別支援学校または分校・分教室の設置を求める意見書。

都道府県には、その障害の程度が学校教育法施行令第22条の3で規定される程度の者を就学させるに必要な特別支援学校を設置する義務があります(学校教育法第8章第80条)。その規定に該当する児童生徒の全児童生徒に対する割合の全国平均は、長く0.5%と言われてきましたが、近年の爆発的増加で0.7%(平成25年)とも言われています。

根室管内の児童数は4,455人、生徒数は2,275人で、合計6,730人となり、その0.5%から0.7%は、33.7人から47.1人になります。

昭和54年の養護学校義務制実施以来35年間、根室管内の障害の程度が比較的重い児童生徒は、家庭から離れた寄宿舎生活を送るか、教育条件が養護学校ほど整わない地域の学校の特別支援学級に通うかの選択を迫られてきました。両方の選択もかなわない重度の障害がある児童は、わずか週2回程度合計2時間から4時間の釧路養護学校訪問

教育を受け、学校に通うことすらできない状況にあります。

根室管内の状況は、障害者権利条約が批准された今、放置できない喫緊の課題でありますので、義務教育段階の特別支援学校または分校・分教室を根室管内に設置することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月11日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第11号義務教育段階の特別支援学校または分校・分教室の設置を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第22 発議第11号義務教育段階の特別支援学校または分校・分教室の設置を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第23 発議第12号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第23 発議第12号漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番（田中 良君） 発議第12号漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年12月11日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員田中良。

賛成者、羅臼町議会議員小野哲也、同じく鹿又政義、同じく坂本志郎。

漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書。

燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷など、本道の漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

加えて、東日本大震災により、我が国漁業は壊滅的な被害を受け、さらには原発事故の風評被害等によって、水産物の消費の減退と魚価の低迷については一層深刻の度を増している。

燃油は操業において不可欠なエネルギーであるが、漁業においてはコストに占める燃油費の割合が極めて大きく、燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫する。漁業者は省エネ操業に取り組むなど、日々努力を重ねているものの、事態は我々漁業者の努力の範疇を超えている。

農林漁業の用途に供する燃油については、時限的に免税措置が講じられているが、燃油価格の上昇を含め、これ以上の負担の増加となることは、漁業者を更に廃業へ追い込むこととなる。

このような中、道民に対する水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、国におかれては、下記のとおり燃油税制にかかる措置の堅持を図られるよう、強く要望する。

記。

漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月11日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、発議第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第12号漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第23 発議第12号漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第24 発議第13号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第24 発議第13号必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤晶君。

○8番（佐藤 晶君） 発議第13号必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年12月11日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員佐藤晶。

賛成者、羅臼町議会議員高島讓二、同じく高村和史、同じく湊屋稔。

必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書。

6月の通常国会で「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合法）が可決されました。

要支援者の訪問介護と通所介護が介護予防給付から外されます。これは、多くの利用者、介護事業所、現場職員、自治体などから法案提案前の段階で反対意見が強く出されたため、要支援者の介護保険サービスすべてを取り上げる案を取り下げた経緯があります。

また、特養への入居・入所も要介護3以上に制限するとしています。認知症の利用者では「軽度」のほうが多くなるなど介護する上で大変な事例はよく見られることです。

「軽度」のうちに適切な介護を受けることで心身の機能が維持されることは多くの介護現場で認められているところです。

他にも、一定以上の収入のある方の利用料2割負担への引き上げ、低所得者の施設入所の居住費・食費を軽減する補給給付を制限するなどこれまでにない負担と給付制限が加えられようとしています。

つきましては、これまでどおり介護福祉士など専門性を持った職員のサービスを継続して受けられるよう要望するものです。

また、多くの介護事業所で賃金労働条件の厳しさから介護・看護職員の人手不足が深刻化しています。特に広大な過疎地を有する北海道では看護師、理学療法士などの専門職を確保することは困難になっており、必要な処遇改善とそのため国庫からの援助を強く要望するものです。

誰もが必要な介護サービスを受けられるように、介護保険料の負担を軽減し、介護サービスの基盤整備を図られるよう自治体に必要な財源を援助する必要があると考えます。

以上の趣旨から、下記の事項について要望します。

記。

1、要支援者・要介護者へのすべての介護サービスをこれまで通り保険で継続すること。

2、介護報酬を大幅に引き上げるとともに、国の責任で介護職員の確保・処遇改善のための施策を早急に講じること。

3、介護保険料の値上げを抑え、介護の基盤整備を推進するため国は自治体に必要な財源を援助すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月11日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、発議第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第13号必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第24 発議第13号必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第25 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第25 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第4回羅臼町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

◎町長挨拶

○議長（村山修一君） ここで、町長より年末の御挨拶がございます。

○町長（脇 紀美夫君） 本定例会に提出いたしました議案10件につきまして、それぞれ可決、決定をいただきましたことを御礼申し上げます。

また、行政執行に対しまして一般質問いただき、それぞれ御答弁を申し上げたところがありますけれども、その中で、御指摘、御指導をちょうだいいたしました点につきましては、今後の行政運営を推進する上で対応させていただきます。

なお、本来であれば、年末の御挨拶を申し上げるべきところではありますが、去る11月11日、1カ月前に急逝されました池田教育長の後任人事について、来る12月24日、臨時町議会開会をお願いしているところでございますので、その際に申し上げたいと存じますので、御理解を賜りたいと思います。

本日は大変ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上で終了させていただきます。

ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員